

プリュム修道院所領明細表(893年) のカエサリウス 写本(1222年) について。 : 西欧中世農村史史料伝 来の1例

森本, 芳樹

<https://doi.org/10.15017/4475259>

出版情報 : 経済學研究. 46 (4/5), pp.91-128, 1981-10-10. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :

プリュム修道院所領明細帳（893年）の カエサリウス写本（1222年）について。 西欧中世農村史史料伝来の1例

森 本 芳 樹

目 次

- 序 新しい問題関心＝筆写による史料伝来
- I カエサリウス写本の体裁と構成
- II カエサリウス写本の研究史
- III カエサリウスの人物史
- IV カエサリウス書き下ろし部分の検討
- V カエサリウス写本の歴史
- 結論 カエサリウス写本＝プリュム修道院領の凋落と不適應の象徴
- 仏文レジュメ

序 新しい問題関心＝筆写による史料伝来

日進月歩の最近の歴史学においては、史料に対する取り組み方にも、次のような新しい傾向が見られるようである。第1は、隣接諸分野で開発された新しい研究手法によって、従来あまり用いられなかった素材を史料とすること。中世村落考古学から産業考古学に至るまで、考古史料の活用はそのよい例であろう。第2は、第1の傾向と表裏の関係をなして、多様化する史料のそれぞれの特質を明らかにした上で、言わば史料類型ごとに特有な史料批判の技法を確立しようとする。第3は、史料を大量に収集し、これをコンピューターなどの新技法を用いて処理すること。それは、大量の数量的素材が与えられている近代・現代経済史のみならず、前近代を対象とする研究でも、史料整理に様々な工夫をこらしながら行なわれている。

ところで、本稿で特に注目したいのは、中世史での文献史料研究で見られる第4の傾向であり、それは、現在に伝来されているある史料の写本を、主としてその史料の原本を復元し、その真偽を鑑定するためにのみ検討するのではなくて、一つの写本が成立した状況を追究することで、新しい問題関連を引き出そうとする研究方向なのである。ヨーロッパ中世で書き残された文献は、様々な手によって筆写されており、原本が消失してしまわれわれの手にしうるのが写本だけである場合も、きわめて多い。そこで、伝統的に練り上げられた史料批判の手法によって、複数の写本の間系図を書き上げながら原本を確定することが、一つの史料を研究する上での出発点であるとされ、一部の学者にとっては終着点であるとされてきた。こうして復元された原本が、複数の写本からあれこれの部分を借りてきたつぎはぎであることも、しばしばあったのである。最近反省されてきたのは、原本確定だけに執着することが著しく視野を狭めてしまう点である。すなわち、一つの写本が作成されるためにはそれなりの動機や意図があり、かつ、筆写は与えられた諸条件のもとで一定の手續に従って行なわれるのであるから、写本の製作自体が一つの興味ある研究対象となるはずであり、時代的・地理的枠を異にししながら、一つの史料が様々な手によって筆書き

れていく仕方を追跡することで、その史料に対する理解も飛躍的に高まるのではないか、というのである。言わば、従来は原本に向って狭まっていった注意の方向を逆にして、筆写によって広がっていく世界を見ようという態度であると言えようか。幸い原本が伝来されている場合でも、その諸写本が織りなすこうした世界が、興味ある研究対象であることは言うまでもない¹⁾。

本稿は、この第4の傾向に学びつつ、筆者が最近取り組んでいる一つの史料を考察してみようとする試みである。

I カエサリウス写本の体裁と構成

ここで取り上げるプリュム Prüm 修道院²⁾ 所領明細帳 (893年) のカエサリウス Caesarius 写本 (1222年) とは、現在コブレンツ Koblenz の州立中央文書館に Abt. 18-Nr. 2087 の分類番号で所蔵されている革綴本である。その物的体裁も、筆写の意図と手続とを解明するための素材を提供してくれるはずのものであるが、すでに Ch. Ed. ペランによって、およそ以下のように描写されている³⁾。すなわち、この写本は、それぞれ縦約 25.5 cm、横約

17.5 cm の羊皮紙 54 葉⁴⁾ を含んでおり、それらが7折にまとめられた上で1冊に装丁されている。各頁ごとに垂直方向の朱線を引き、左側ないし右側に頁の約四分の三の面積を確保した上で、そこに横向きに茶色の線を引き、原則として各頁に20行を設けて所領明細帳の原文筆写用としてある。各頁の残りの部分は、カエサリウスによる注釈のために確保されているが、全体として重苦しくならない程度に朱字と飾り文字とを用い、美しく読み安い書体⁵⁾ で書かれている。

ところで、ペランによるこの写本の装丁に関する描写は、それほど詳細ではないが、以下の事実は本稿の観点からしてかなり重要と思われるので、筆者のこの分野での素養のなさを顧みずに、あえて指摘しておきたい。この写本の革綴装丁は一見して近世以降のものであるが、カエサリウスによる筆写に際してすでに羊皮紙は7折に綴じられており、かつ、筆写の直後か、あるいはそれから程遠くない時期に1冊に装丁されていたことが、以下の点から明らかなのである。後に触れるように、カエサリウスは9世紀の所領明細帳を筆写したのみならず、これに豊富な注釈を施しているが、この注が頁の周辺部に置かれて長大な場合も多い。その1例として、第8葉裏の左側周辺部半ばから始まった注は、Wetteldorf という所領の収入を基金とす

1) 以上の点は、拙稿「西欧農村史史料の伝来について」『九州経済学会年報』1981年で、関係文献の引用とともにより詳細に展開してあるので、参照されたい。

2) 現在では西ドイツの、ベルギー国境に近いアイフェル Eifel 地方に所在するこの修道院については、H. Forst, *Geschichte der Abtei Prüm von der Gründung im Jahre 721 bis zur Aufhebung im Jahre 1802*, *Bonner Jahrbücher*, 1912, pp. 98-110; J. Semmler, *Art. Prüm*, *Lexikon für Theologie und Kirche*, VIII, 1963, col. 848-850.

3) Ch. Ed. Perrin, *Recherches sur la seigneurie rurale en Lorraine d'après les plus anciens censiers (IX^e-XII^e siècle)*, Paris, 1935, pp. 8-11.

4) この写本は本来羊皮紙 56 葉を含んでいたが、現在の第1葉と第2葉との間で2葉が切り取られており、そのうち1葉は挿画だったことが確実である。Perrin, *ibid.*, p. 10.

5) この書体を、Perrin, *ibid.*, p. 11 はゴチックとしているが、九州大学文学部森洋教授の御教示によると、現在の研究水準では、むしろカロリング小文字とされるべきものという。ゴチック書体への移行をめぐる複雑な諸問題については、J. Stiennon, *Paléographie du Moyen Age*, Paris, 1973, pp. 107-110 を参照。

る救護所の描写に当てられており、聖句の引用も含めて延々と続いてこの頁の下部を埋めつくし、見開きとなった第9葉下部に続いていく。ところが、こうして第8葉裏下部と第9葉表下部とに分れてしまった二つの部分は、微細な点線で結びつけられて一つの注たることが示されており、歪みも切れ目もなく2葉にまたがるこの点線の姿が、カエサリウスが注を書いていたときには、この箇所が入っている第1折がすでに固く綴じられていたことを確信させる。全く同じような点線は、13世紀に教会守護としてプリム修道院領に大きな脅威を与えていたヴィアンデン Vianden 伯に関する長い注の中に、第17葉裏から第18葉表にかけて、また、Ahrweiler における所領の13世紀での状況を記述したこれまた長い注で、第34葉裏から第35葉表にかけても見られるのであって、これらの箇所が入っている2折も、注釈が書かれたときにはすでに綴じられていたことになる。従って、カエサリウスが予め羊皮紙を折に綴じ込んでから筆写したことは、確実であろう。

また、第48葉裏下部の注の最後の行は、いったん書かれた上で、羊皮紙がまっすぐ横向きに切られてしまっていて、字の上部しか残っておらず、ことに行の左半分は判読できないほどで、H. バイヤーによる刊本でも略されてしまっている⁶⁾。ところが、後に検討するように、プリム修道院所領明細帳の新しい写本が、カエサリウス写本をさらに筆写するという形で14世紀にも再び作成されることになるが、ここにはこの行が筆写されていない。従って、おそらく筆写の済んだ7折の羊皮紙を1冊に装丁する際に行なわれたこの裁断の年代は、1222年と14世紀との間となり、そこから、1冊への装丁

も、筆写の直後か、あるいはそれに近い時期と想定されるのである。

こうした事実からして、カエサリウス写本は、その成立の当初から、カエサリウス自身による注記のため以外に多くの余白を残したり、新しい羊皮紙を挿入できる可能性を持ったりしていなかった。そしてこの体裁は、他の多くの所領明細帳⁷⁾とは異なって、後代における追加や訂正を大量に記載することを予定していなかったことを意味しており、この写本がカエサリウスによる筆写と注釈とによってほぼ完結すべきものとして構想されていたことを示す点で、注意すべきなのである。

さて、これら54葉の羊皮紙のうち、第1葉の表・裏、第2葉表、第3葉裏、第4葉裏が白紙であり、第54葉裏が裏表紙に張り付けられていて、書くために用いられているのは残る102頁であるが、そのすべてが本来の所領明細帳の写をなすのではなく、写本の構成は以下のようになっている。まず、第2葉裏、第3葉表、第4葉表には3枚の挿画⁸⁾、第5葉表・裏にはカエサリウスによる序文——これは、カエ

7) Perrin, *op. cit.*, pp. 66-68.

8) これらの挿画は詞書を伴っており、少なくとも後者は、確実にカエサリウスの手になっている。構図が Perrin, *ibid.*, p. 9, n. 2 で簡単に描写されているのみで、詞書はなお刊行されていないが、カエサリウスの考え方を知るためにきわめて興味深い内容なので、ここで印刷に付しておきたい。

第1図(第2葉裏)。上部に半身を示している神に、左方に配されたピピン短身王と、右方にそれよりやや大きく描かれたカール大帝とが、教会堂を捧げている。詞書——神『わが父に祝福された者たちよ、来たれ。この世の初めから貴方たちに準備されていた国を持て。わが弱き者にしてくれたことは、私にしてくれたと同じことだ。』Dieu: 《Venite benedicti patris mei. Possidete regnum quod vobis paratum est ab origine mundi. Quamdiu uni ex minimis meis fecistis, mihi fecistis.》ピピン『主よ、貴方の美しい家と貴方の栄光のとどまる所を愛

6) 後注36)を見よ。

サリウスから1222年当時のプリュム修道院長フリードリッヒ・フォン・シュタイン Friedrich von Stein に宛てた書翰，という形をとっている——，第6葉表・裏と第7葉表にはカエサリウスの作成した所領明細帳の目次，ついで第7葉裏から第49葉裏までが所領明細帳の写であるが，これにも，原本を各頁に20行ずつ筆写してあるだけでなく，左右と下部の周辺余白及び行間に，本文よりも小さな字で，カエサリウス自身によって多数の注釈が施されてい

る。さらに，第50葉表にはカエサリウスの時期におけるプリュム修道院の封臣の表，そして第50葉裏と第51葉表にはカエサリウスによる跋文がある。ここまでは，後代の書き込みが散見⁹⁾する以外は，カエサリウスの手によるのだが，第51葉表下部から始まって第54葉表までの7頁には，15世紀の，しかも二つの手によって，1298年 Rommersheim で行なわれた集会での判告書¹⁰⁾が筆写されている。

このように，13世紀のコピストが9世紀の所

し，貴方の名に仕えるために，立派な修道院を創建し，これに多くの財産と自由とを賦与し，さらにまたこれに人員をも配しました。』Pépin: 《Domine, dileximus decorem domus tuae et locum habitationis glorie tuae et ad servendum nomini tuo ecclesiam primam fundavimus et eam pluribus possessionibus ac libertate dotavimus, nec non et ipsam cum personis.》カール『〔プリュム修道院が〕将来にわたって保護され，維持されるべく，文書とわが特権状とをもって，ローマ帝国終末までのわが相続人に委ねた。』Charlemagne: 《Per tempora futura heredibus nostris usque in finem Romani imperii protegendam ac conservandam scripto atque nostris privilegiis comisimus.》下部『光栄あるフランク人の王ピピンと，このピピンの息にして，勝利に輝くローマの皇帝，かつ光輝あるフランク人の大王カール，プリュム修道院の守護者にして創建者。』En marge inférieure: 《Pippinus rex Francorum gloriosus atque Karolus magnus eiusdem Pippini filius victoriosissimus imperator Romanorum nec non et gloriosissimus rex Francorum, Prumiensis ecclesie patroni atque fundatores primi.》

第2図(第3葉表)。剃髪したロタール1世が2人の修道士によって棺に納められつつある。背景左側には，司教が向い合った修道士と2人で開いた書物を支えており，右側には，修道院長を先頭に5人の修道士が並ぶ。詞書——開いた書物の両側の頁『皇帝，われらが修道士ロタール殿の魂よ，平安のうちに憩い給え，アーメン。』Sur deux pages d'un livre ouvert et tenu par un évêque et un moine: 《Anima domini Lotharii imperatoris fratris nostri requiescat in pace. Amen.》下部『皇帝ロタールは，息子たちの間で王国が分割された後，世俗を捨て，プリュム修道院で修道士として剃髪し，間も

なくこの修道院で，平安のうちに同輩修道士たちによって葬られる。』En marge inférieure: 《Lotharius imperator, partito inter filios regno, abrenunciat seculo et in Prumia cenobio in monachum tonsoratur, et non multo post in eadem ecclesia in pace, a suis fratribus sepelitur.》

第3図(第4葉表)。右側に大きくベネディクトゥス，左側に中位の大ききでフリードリッヒ，下方に小さくカエサリウス。左上隅から，親指，人差指，中指を開いた右手が出て，後2者から3本の光線。詞書——ベネディクトゥス『フリードリッヒよ，上に立つよりも，役に立つように努めよ。よく仕える者はよい位を得るだろうから。』Benoît: 《Friderice, studeas magis prodesse quam preesse. Qui enim bene ministrat bonum gradum sibi acquirit.》フリードリッヒ『至福なる父ベネディクトゥスよ。主なる神が，恩寵の助けによって私の力の足りないところを補い，私を永遠の生命のもとに伴って下さるよう，私のためにお祈り下さい。アーメン。』Frédéric: 《Ora pro me beate pater Benedicte, ut quod possibilitas mea minus habet possibile, gracie sue adiutorio dominus Deus dignetur supplere et me ad vitam eternam perducere. Amen.》カエサリウス『カエサリウス，かつてプリュム修道院長。神よ，罪人たる私に憐みを。』Césaire 《Cesarius quondam abbas Prumiae, Deus propicius esto mihi peccatori.》右上部『聖ベネディクトゥス，修道士の父，第一人者にして至聖者』En marge droite-supérieure: 《Sanctus Benedictus, monachorum pater, precipuus atque sanctissimus.》下部『フリードリッヒ，罪人にしてプリュム修道院長。』En marge inférieure: 《Fridericus peccator atque abbas Prumiensis ecclesie sive monasterii.》

9) 後述115頁を参照。

10) 後述117頁を参照。

領明細帳を筆写するに当って、原本への注釈を中心として様々な追加をしていること、さらにその後いくつかの書き込みが行なわれ、その主たるものが、この書冊唯一のまとまった余白¹¹⁾を利用して、かなり長大な13世紀末の判告書に当てられていること、こうした点もわれわれの考察に重要な手がかりを与えてくれるはずである。

II カエサリウス写本の研究史

このカエサリウス写本が含む諸問題は、現在まで網羅的に研究されてきたとは言い難い。そもそもプリュム修道院所領明細帳は早くから注目され、H. バイヤーがこれを『中部ライン地方史料集』のうちに刊行¹²⁾して以来、近代的歴史学の研究対象となっており、K. ランプレヒト¹³⁾、Ch. Ed. ペラン¹⁴⁾、最近のL. クックヘンブッフ¹⁵⁾を言わば三つの峰として、多くの歴史家が様々な角度から検討してきている。しかし、これらの歴史家は主として¹⁶⁾、この史

料を9世紀農村事情の解明に利用したのであった。そして、893年の所領明細帳の原本が現在では消失してしまっており、その研究が1222年のカエサリウス写本を通じて行なわれる他にないかぎり、何よりもまずカエサリウス写本の質が問われなければならなかったのは当然である。この点に関しては、ランプレヒト¹⁷⁾以来、カエサリウス写本の原本への忠実性がほぼ一致して認められており、ペランの細心な検討によって、筆写に際してカエサリウスが若干の追加を行なったことは明らかにされたものの、それは所領明細帳の内容を大きく変更して伝えるようなものではなかった、とされたのである¹⁸⁾。確かに、カエサリウス写本を「手直しした筆写」transcription remaniéeの所産と考えたかつてのE. レーヌ¹⁹⁾や、これを「改

積の史料的性格を追究して、そこから9世紀に関する情報を引き出そうとする作業の、言わば副産物として生まれてきた。中世盛期の史料にそれほど親しんでいない筆者が、こうして13世紀の問題に取り組んだために、多くの誤りを犯すのではないかと恐れるが、忌憚のない御批判をお願いしたい。

- 11) 前述のように、カエサリウスは予め折に綴じてある羊皮紙に筆写したが、第7折は、カエサリウスによる跋文の後に、なお9頁の余白を残していたのである。
- 12) H. Beyer(ed.), *Urkundenbuch zur Geschichte der, jetzt die preussischen Regierungsbezirke Coblenz und Trier bildenden mitterrheinishen Territorien* (以下 MUB. と略), I, Koblenz, 1860, pp. 142-201.
- 13) K. Lamprecht, *Deutsches Wirtschaftsleben im Mittelalter. Untersuchungen über die Entwicklung der materiellen Kultur des plattin Landes auf Grund der Quellen zunächst des Mosellandes*, II, Leipzig, 1885, pp. 59-105, 125-151.
- 14) Perrin, *op. cit.*, pp. 1-98.
- 15) L. Kuchenbuch, *Bäuerliche Gesellschaft und Klosterherrschaft im 9. Jahrhundert. Studien zur Sozialstruktur der familia der Abtei Prüm*, Wiesbaden, 1978.
- 16) 他ならぬ筆者自身も、9世紀の領主制を主たる関心の対象としており、本稿は、カエサリウス注

17) Lamprecht, *op. cit.*, pp. 61-62.

18) Perrin, *op. cit.*, pp. 17-24. ペランは同時に、カエサリウスの筆写したのが、実は893年の原本ではなく、893年以降原本に追加された多数の書き込みも加えた、第1次写本であったことも指摘した。Ibid., pp. 72-80. この点も現在では通説となっているが、ペランが不可能とした893年原本への追加分の年代決定は、E. ヴィスプリングホフの論文以来、10世紀前半までと考えられるようになっている。E. Wisplinghoff, *Königsfreie und Scharmannen, Rheinische Vierteljahrsblätter*, 1963, pp. 207-208. プリュム修道院所領明細帳の史料批判に関する研究史では、この追加分の問題が中心となってきた。けれども、カエサリウスが第1次写本を893年の原本と信じて筆写しており、しかも前者の内容の大部分を後者が占めていたかぎりでは、追加分と第1次写本の有無とは、本稿の主旨を変えものではないので、ここでは以上の簡単な指摘にとどめることにする。

19) E. Lesne, *Histoire de la propriété ecclésiastique en France*, III, *L'inventaire de la prop-*

訂] *Bearbeitung* と形容する最近の W. ヤンセン²⁰⁾ の例もあるが、別稿で明らかにするように、こうした主張には殆んど根拠がなく、カエサリウス写本の原本への忠実性という見方は、通説として現在でも妥当しているのである。

けれども問題は、カエサリウス写本がいかなる意図で、またいかなる手続によって作成されたかという、言わば13世紀的な論点が、十分に検討されてこなかったことである。そしてその原因は、この写本が13世紀のプリュム修道院で所領管理の実用に供するために作られたとする考え方²¹⁾、また、カエサリウスがこうした

実用的意図に基づいて、自己の知識や記憶を動員したばかりか、プリュム修道院所蔵の文献を参照し、必要によっては現地についての調査を行なうという有効な手続を経て、13世紀にも通用する写本を作り上げたとする見方²²⁾、これらがそれほどの議論を経ずに受け入れられてきたからなのである。こうした立場からすれば、カエサリウスによる原本への注釈は、まさに、9世紀の所領明細帳を13世紀へと若返らせるために書かれたことになるであろう。

しかしながら、西欧中世農村史の一般的知識に照らすとき、カエサリウス写本の9世紀原本への忠実性という通説と、それが13世紀の所領管理のための実用的意図により、有効な手続を経て作成されたとする確信とは、相互に馴染み合わないように思われる。言うまでもなくわれわれは、9世紀と13世紀との間に、古典荘園制の解体という大きな変化が生じたことを知っている。現在では、この点についての見方も1930年代とは大きく変わってきており、ことに中世盛期における領主直領地と領主直接経営の意義がずっと大きく評価されるようになってきてはいるが、それでも、農民の負担が賦役労働から現物及び貨幣の賦課租に転化しつつ大幅に減少し、それに基づいて農民層の社会的地位が格段に上昇したことは、なお一般に認められていると言ってよからう²³⁾。いったい、このような大きな変化があった後に、9世紀の記録を忠実に筆写してそれを13世紀の所領管理に役立てることが、たとえそこに注釈によって新しい要素を注入するとしても、果して可能だったのであろうか。農民が修道院に対して週3日の賦役

riété. *Eglises et trésors des églises du comblement du VIII^e à la fin du XI^e siècle*, Lille, 1936, pp. 53-54.

20) W. Janssen, *Zur Differenzierung des früh- und hochmittelalterlichen Siedlungsbildes im Rheinland, Die Stadt in der europäischen Geschichte, Festschrift E. Ennen*, Bonn, 1972, pp. 310-318.

21) 「カエサリウスが欲したのは、かつて彼の治めた修道院に、その文書室に保存されている古い所領明細帳の、理解し安く、かつ実際に用いることができる版を提供することであった。修道院に所領内部での諸権利の行使を保証しているこの所領明細帳は、カエサリウスにはきわめて貴重な記録であったから、彼がその忠実で全体的な筆写をしようとしたことは、確実であると考えてよい。しかし、他方では、カエサリウスはこの記録を読者に理解し易く、近付き安くしようとした。そこから、本文を豊富にするような、多くの注釈が生じたのである。」 Perrin, *op. cit.*, p. 24. 「カエサリウスの仕事の目的は……893年の所領明細帳を〔カエサリウスと〕同時代の状況のもとにある修道院に対して、再び使用しうるようにすること。」 Kuchenbuch, *op. cit.*, p. 13. 「カエサリウスは歴史家だったのではなく、50葉以上もある記録の筆写と注釈というたいへんな仕事に取りかかったのは、学術愛好によるのではない。彼の行為は同時代の実際のうちに深くはまり込んでいた。問題は、世俗領主による横領、在地役人の汚職、農民の解放志向と闘争する武器を、修道院の行政当事者に提供することだったのである。」 J. P. Devroey, *Les services de transport à l'abbaye de Prüm au IX^e siècle, Revue du Nord*, 1979, p. 545.

22) Perrin, *op. cit.*, p. 16 etc.; Kuchenbuch, *op. cit.*, pp. 13-14.

23) 拙稿「ヨーロッパの荘園制。大陸」『中世史講座』〔学生社〕第2巻（刊行予定）を参照。

労働を行なうと書かれている所領明細帳を、賦役労働が殆どなくなってしまうはずの時期に、どのようにして活用しようというのだろうか。

中世初期と中世盛期との間の差異は、領主制の形態にとどまらない。様々な地域差を伴いながらも、この期間に教会領と世俗領との関係は大きく変化した²⁴⁾。そして、カロリング期に繁栄した多くの修道院は、その所領のかなりの部分を世俗領主に奪われてしまったのであって、プリュム修道院もその例にもれない²⁵⁾。いったい、すでに修道院の手から離れてしまった土地についての詳しい描写を忠実に筆写することが、13世紀の所領管理の中でどれだけの実用性を持ちえたのであろうか²⁶⁾。

このような疑問に答えるためには、カエサリウス写本の原本への忠実性を前提とするかぎり、われわれはそれが作成された意図と手続とを洗い直してみなければならない。この場合にも、従来の研究では、追加分を除去する言わば純化法によって²⁷⁾、プリュム修道院所領明細帳

の893年の原本を復元することに力点が置かれ、カエサリウス写本も主としてその観点から扱われてきたのであって、本稿ではこれをひとたび13世紀という環境に置き直して考察することによって、研究史に欠けた所をなにかし補いたいと思うのである。

ところで、カエサリウス写本の意図と手続に迫るためには、現在われわれが利用できる材料からして、およそ次の三つの方法が考えられる。第1は、カエサリウスの人物史、第2は、カエサリウス写本でカエサリウス自身が書き下ろした部分——その主たるものは所領明細帳本文への注釈——の検討、第3は、カエサリウス写本が作成された時期におけるプリュム修道院の状況と、その後この写本がどのように用いられたかの追跡。以下、この順で叙述を進めて行きたい。

III カエサリウスの人物史

カエサリウスは写本の序文で、1222年当時のプリュム修道院長フリードリッヒに呼びかけながら、『かつて同じ修道院の至らぬけれども修道院長であり、現在では聖ペトロの谷[=ハイステルバッハ]の取るに足らぬ修道士であるカエサリウス』²⁸⁾と名乗っており、遅くとも1212年にはプリュム修道院長となり、1217年にケルン

るが、プリュム修道院所領明細帳から夾雑物を除去した上で、その原型を西フランクの所領明細帳に求めようとしたM. ヴィルヴェルシュに、その先蹤を見ることが出来る。M. Willwersch, *Die Grundherrschaft des Klosters Prüm*, Berlin, 1912, pp. 8-27.

28) 《C. quondam eiusdem [=Prumiensis] cenobii quamuis indignus dictus abbas, nunc autem vallis Sancti Petri humilis monachus.》MUB, I, p. 142. 以下、カエサリウス写本からの引用は、手書本と校合訂正した上で、バイヤー版によった。ただし、句読点を整理し、固有名詞の先頭を大文字に改めてある。

24) D. Herlihy, *Church property on the European continent 700-1200*, *Speculum*, 1961, pp. 81-109; F. L. Ganshof-A. Verhulst, *Medieval agrarian society in its prime. France, the Low Countries and Western Germany*, in M. M. Postan(ed.), *The Cambridge economic history of Europe*, I, *The agrarian life of the Middle Ages*, 2nd ed., Cambridge, 1966, pp. 298-305.

25) プリュム修道院領の変遷については、H. Forst, *Die territoriale Entwicklung des Fürstentums Prüm*, *Westdeutsche Zeitschrift für Geschichte und Kunst*, 1901, pp. 251-288.

26) おそらくはこうした疑問から、最近所領明細帳の史料的性格を総体的に検討したR. フォンエは、カエサリウス写本について、その実用的性格を否定する発言をしている。R. Fossier, *Polyptyques et censiers. Typologie des sources du Moyen Age occidental*, 28, Turnhout, 1978, p. 36.

27) その細心な手法で、所領明細帳研究の金字塔を打ち立てたペランが行なったのがまさにこれであ

近くのハイステルバッハ Heisterbach 修道院に隠退したことが知られている²⁹⁾。残念ながら、その生涯と人物についてのわれわれの知識はきわめて限られており、ベネディクト会での修道院長を辞した後にシトー会に属する修道院に移った点にも、当時の高位聖職者の多くがそうした行動をとっており、また、13世紀ともなるとシトー会における初期の革新的情熱が薄められていて、生活様式の上でそれほどの特異性を示してはいなかったこと³⁰⁾を考慮するとき、直ちに特別な意味を与えるのは難しい。

その中で、カエサリウスの人物に接近するための貴重な材料となっているのが、同じ時期にハイステルバッハ修道院長であった同名のカエサリウスによる著作である。ハイステルバッハのカエサリウスとして知られるこの高名な修道士³¹⁾は、13世紀前半にシトー会での修練士教育に腕を振り、文人としても知られていて、いくつかの作品を残しているが、ことにそのうち、同時代の奇蹟的な出来事を対話形式で書き残した『奇蹟についての対話』〈Dialogus Miraculorum〉(1220-1235)³²⁾には、われらのカエサリウスが5回にわたって登場してくるのである。そこでは、『わが修道院の修道士でかつてプリュム修道院長であったカエサリウスが、私〔＝ハイステルバッハのカエサリウス〕

に語ったところを聞いたのだが……』³³⁾というように、われらのカエサリウスは常に事件の語り手となっている。そしてこれらの箇所には、カエサリウスの姉妹として、死に臨んで奇蹟を起こしたボンのディートキルヘン Dietkirchen 修道院長イルメントルディス Irmentrudis がおり、従者として仕えていた騎士は悪魔の存在を信じていなかったが、降神術にかかってその非を改め、同じくお付きの2人の若者は女の姿をとって現われた悪魔を見て病気になったこと、さらに、カエサリウス自身については、教皇インノケンチウス Innocentius 3世のもとで、無学な聖職者がその飾らぬ言葉使いで教皇の気に入って、ある教会に任命される事件に立ち会ったこと、が書かれている³⁴⁾。いかにもベネディクト会の大修道院を治めた人物らしく、近親にも修道院長がおり、上流の子弟を側近としているばかりか、生涯で経験した様々な挿話を闊達に語っている様子である。

ここから浮び上るのは、世俗にもかなり関わっていた高位聖職者という印象であるが、それが所領管理の面にも及んでいたことは、カエサリウスの注釈の中で、修道院長在任中の活動を語る唯一の箇所である第115章 Weiler³⁵⁾に付された次の注から、明らかになる。

『Weiler はよい所領で、Blanden に隣って Albisheim から遠くなく位置している。これをプレモントレ会のある修道院長が保持しているが、あるとき面と向って、いかなる権利で〔プリュム〕修道院の財産を所持して

29) G. Allemang, Art. Césaire de Milendonk, *Dictionnaire d'histoire et de géographie ecclésiastiques*, Fasc. 67, col 197; K. W. Littger, *Studien zum Auftreten der Heiligennamen im Rheinland*, München, 1975, p. 46.

30) この点については、福岡女子短期大学岸ちづ子助教授の御教示を得た。

31) J. M. Canivez, Art. Césaire, moine cistercien d'Heisterbach, *Dictionnaire d'histoire et de géographie ecclésiastiques*, Fasc. 67, col. 196-197.

32) J. Strange(ed.), *Caesarii Heisterbacensis monachi ordinis cisterciensis Dialogus Miraculorum*, Köln-Bonn-Bruxelles, 1851, 2 vols.

33) 《Audi quid mihi dixerit nonnus Caesarius monachus noster, quondam abbas Prumiae.》*ibid.*, I, p. 64.

34) *Ibid.*, I, pp. 62-64, 276-278, 315, 381. II, p. 351.

35) プリュム修道院所領明細帳は、原則として1章を1所領に当てており、以下の引用では章番号と所領名とを並記することにする。

いるのかと訊ねた。彼は何と答えてよいのか分らずに黙っており、これについてはっきりした答を熱心に求めたところ、ある騎士からの所領を寄捨として受け取った、と答えた。しかし、わが修道院の自有地を、修道院の同意なしには、適法に寄捨として受け取ったり、所持したりはできないはずだ、と私は確言した。それで彼は怖くなって、手柔らかにしてくれと執拗に頼んだ。後に私がローマに行ったとき、ローデンキルヘン Rodenkirchen と呼ばれるこの修道院と前述の修道院長に対して、彼を教皇猊下の審判官の面前に召喚するという文書を獲得した。プリュムから隠退したとき、他の教皇猊下の文書といっしょにこの文書を私の櫃に入れて残しておいた。これについて何をなすべきか、熟慮されよ。この他にも、同様に、この修道院長は Albsheim での財産を保持している。』³⁶⁾

36) 《Wilre est bona curia et est sita iuxta Bolanden, non longe de Aluesheym. Quam tenet quidam abbas Premonstratensis ordinis, quem aliquando ore ad os allocuti fuimus, quo iure possideret bona ecclesie. Ipse autem obmutui nesciens quid posset respondere. Et cum super hoc finale responsum ab eo instanter requireremus, respondit a quodam milite illam curtem in elemosina recepisse. Nos autem affirmavimus allodium ecclesie nostre in elemosina non potuisse de jure sine uoluntate ecclesie nec recepisse nec debere possidere. Super hoc territus satis fuit et quod nos ei parcere vellemus instanter rogavit. Nos autem postea cum Romam uenissemus, litteras contra ecclesiam suam, que Rodenkirgen appellatur, et predictum abbatem obtinuimus, quod eum super hoc coram iudicibus domini pape conueniremus. Quando autem de Prumia recessimus, litteras in scrinio nostro cum aliis litteris domini pape reliquimus. Quid vero uos inde facere debeatis, prudenter deliberate.....
*Preterea simili modo tenet idem abbas quedam bona apud Aluesheym.》MUB, I, p. 198, n. 1.

見られるとおり、カエサリウスは修道院長在任中にプリュム修道院の所領を守るべく心を砕き、実際に活動しており、写本作成中であってもその事を忘れずに、後事を現任の修道院長に托しているのである。こうして、僅かな材料からではあるが浮び上るカエサリウスの人物像は、実用的な意図と有効な手続とによる写本作成という通説と、少なくとも矛盾するものではないと言えよう。

IV カエサリウス書き下ろし部分の検討

カエサリウス写本の意図と手続を明らかにするため、カエサリウス自身の書き下ろした部分を検討する場合、まず序文と跋文とに明瞭な陳述のあることが期待されよう。すでに述べたように、前者はプリュム修道院長フリードリッヒに宛てた書翰という形を取っているが、中世の聖職者に特有な謙譲の表現や美辞麗句を取り去ってみると、そこには大要次のことが述べられている。すなわち、フリードリッヒとカエサリウスとは『世俗の行政においても「よろしい、よい僕だ」との言葉にふさわしきべく努めて』いるが、前者の依頼により後者は『修道院の権利と収入とを含む古い文書を、力と知をつくして、真実の途から決して外れないように筆写した』。その際、『この文書のうちに見出した、あまり使われていない言葉や名前は、一般の理解によりよく明らかになるように、言わば注釈して、より普通に使われているラテン語に移した。』しかし、『この文書が書かれている……素晴らしい文体は、……古いものを尊んでそのままに』してある。『ただし、長い期間に

* 羊皮紙下部裁断のため、半行分判読不能。前述 93 頁を参照。A cause d'une coupe horizontale du bas de page, une demie ligne illisible.

奇妙に思われるようになっていた村々の名前は、最近それらに与えられた名前に代えた³⁷⁾、というのである。ここでは、写本作成の動機が詳細には述べられていないが、ともかく、世俗の行政で努力を重ねている現役の修道院長が、かつての修道院長に依頼したものとされ、また、原本を同時代人によりよく理解させるために、注釈を施し、地名を新しくしたとされるのであって、こうした内容は、ともかく、写本作成に当って所領管理の上での実用的な意図があったことを想定させる。

しかし、跋文に目を移すとき、この意図の目指すところがかなり限定されていたことが、直ちに明らかとなる。ここでは、まず Bleialf 以下 13 の地名を挙げて、これらの所領がカエサリウス作成の目次に登場しないし、本文でも描写されていないことを指摘した後、『それは古い文書のうちに、これらについて何も書かれているのを見出さなかったから、これらを修道院の他の諸所領とともに描写はしなかったからだ』と断わり、しかしこれら所領は修道院のごく近辺に所在しているから、そこでの修道院の諸権利はいつでも調査できるはずだ、と述べて

いる³⁸⁾。ついで、ムーズ河沿いの所領 Revin 他 2 箇所、フランスの Hucquigny にある修道院の財産、及びフリースラントの Tjum にある財産についても同様であり、これらはこの文書に言及されていないと言う³⁹⁾。また、Tjum については注記の形で、『同じくフリースラントには Tjum の近くにある他の村々で、多くの貢租を年々徴収すべきであったのだが、しかるべき仕方でも有効に要求する者がいなかったから、これら貢租は今や長いことなおざりにされてしまっている⁴⁰⁾』と付け加えている。さらに、いったんは『文書終る。神に栄光あれ』
《Finito libro. Benedicamus domino》と書いて、写本の完成をいったん告げながら、後からこれを朱線で消して、改めて次の頁に以下の

38) 《Alve, Elychenroht, Selrihc, Niderprume, Luhc, Morlenbahc, Hermanesbanede, Gunnenbreht, Olmeze, Svirsheym, Budenesheym, Tüntdorpt, Lizzendorpt. Hee uidelicet curie in principio libri cum aliis ecclesie curiis non sunt intytulate, neque in libro descripte. In ueteri enim libro nichil de eisdem expressum inuenimus, ideo eas cum aliis ecclesie curiis non descripsimus. Hoc tamen non multum debetis attendere, nam site sunt ante fores ecclesie et qualibet die si placet, iura uestra ibidem potestis inuestigare, taliter enim uobis tenentur seruire, sicut cetera curie, que iuxta eas sunt proxime.》 *Ibid.*, pp. 200-201.

39) 《Similiter et de curiis nostris supra Mosam constitutis mencio non fit in libro, id est de Riin, Finpin et Fyma, nec etiam de bonis nostris, que habemus apud Huhcengi in Francia, necnon et de bonis que tenemus apud Chzimmingen in Frisia. Habemus itaque in eadem uilla ius patronatus unius ecclesie, que est una de melioribus tocuis Frisie.》 *Ibid.*, p. 201.

40) 《Multos census in Frisia etiam in aliis uillis, sitas satis prope Chzimmingen, deberemus annuatim percipere, qui iam diu neglecti sunt, quia non erat qui eos requireret debito modo cum effectv.》 *Ibid.*, p. 201.

37) 《In amministrazione temporali promereri, evge servi boni. Paternitati uestre significo, quod sicut mee paruitati iniungere dignabamini, librum antiquum, iura et redditus uestri monasterii continentem, pro posse et nosse, in nullo a ueritatis tramite exorbitans, transcripsi. Et pro mei modulo ingenioli minus trita nomina seu uocabula que in eo repperi, ut communi magis paterent intellectui, in usitatiorem quasi glosando latinitatem transfudi, mirabili tamen et quodam inaudito, quo idem conscriptus est, gramatice stilo, ob antiquitatis reuerentiam, permanente illeso. Verumtamen uillarum uocabula, que ex longeuitate quasi barbara uidebantur, nominibus que eis modernitas indidit, commutauit.》 *Ibid.*, p. 142.

ように書き続けていくのである。

『以下のことに注意されたい。古い文書が書かれ、編まれたときから、私がそれを新たに聖ペトロの谷で筆写したときまで、329年が過ぎた。そして、これほど長い間に、多くの森林が開かれ、村が建てられ、十分の一税が増加したことが知られている。多くの水車がこの間に建てられ、多くのぶどうが植えられ、広い土地が開墾された。また、以下のことにも注意されたい。プリュム修道院の所領は、東西、南北に多くの地方にまたがって所在しており、従って、個々の所領や封にこの文書で言及されていないことがあっても、決しておかしくはない。だから、勤勉かつ注意深くこれらについて調査しようと心を砕く者は、この文書に含まれていない多くの所領や封を見出すであろう。』⁴¹⁾

見られる通りカエサリウスは、300年以上にわたって進んだ農村開発の結果として、プリュム修道院所領をめぐる状況が9世紀と13世紀との間で大きく変化してしまっており、しかも、原文にないものは付け加えないことを筆写の原則

41) 《Notandum est quod CCCXXIX anni sunt elapsi ex eo tempore, quo vetus liber fuit scriptus siue compilatus, usque ad tempus illud, quo istum de nouo rescripsimus apud Uallem Sancti Petri. Et in tempore tam diuturno, constat multas siluas esse extirpatas, villas edificatas, decimas auctas, multa molendina sunt in prefato tempore edificata, ac multe uinee plantate, terre infinite culte. Et notandum est quod possessiones Prumiensis ecclesie iacent in diuersis prouinciis, longe lateque, et idcirco nemini mirum uideatur, quod de singulis possessionibus, ac feodis mentio in hoc libro non fit. Qui enim diligenter et sollicitate de istis curauerit inuestigare, multas possessiones siue feoda, qui in hoc libro non continentur, poterit reperire.》 *Ibid.*, p. 201.

とした結果、13世紀にプリュム修道院に属しているはずの多くの土地や権利が、所領明細帳の写本には記載されていないことを十分に意識していた。しかもそれらは、フリースラントにおける貢租のように、多年にわたる所領管理の怠慢の結果、事実上修道院の手から離れてしまったものばかりでなく、なお現実に修道院の手中にあって、貴重な収入源となるはずの財産をも含んでいた。そうしたものの存在を知り、しかもそれを何らかの形で記載しようとしなかったカエサリウスには、そもそも、1222年という時点でプリュム修道院所領を系統的に描写するような所領明細帳を作ろうとする意図があったとは、思われないのである。

次に検討しなければならないのは、カエサリウスが本文に付した豊富な注釈であるが、まずここから、写本作成の意図と最も深く関連するものとして、第9章 Birresborn への注を引用してみよう。

『所領で村役人や領民と集会を開く者は、この文書のうちにあることを、すぐには彼らに示さず、彼らから修道院の諸権利を注意深く聞き出すよう、用心深くしなければならない。それは、この文書に書かれておらずにまたま怠たられている場合でも、決して免除されているのではないからである。例えば、ここ Birresborn でアングリア〔→穀物・ぶどう酒など重量財貨の運搬賦役〕と樽〔→ぶどう収穫用の樽、ないしその代価の納付〕について言及がないが、しかし、彼らはこれらの義務を負っている。彼らから注意深く修道院の権利を聞き出し、この文書に書かれていることについて黙っていたなら、文書を慎重に示すように。そうすれば、彼らはきっと恐れるようになるだろう。』

古い文書に書かれているのを読む以外のことを、この本文に書くつもりはなかった。だから、本文でアンガリアと樽に言及しなかった。さらに、本文で、領主屋敷にも、領主直領地にも、採草地にも、あるいは水車にも触れられていないが、上に言ったように、これらについても常に慎重に注意を払うべきである。』⁴²⁾

この注の後半部分でカエサリウスは、本文に含まれていない土地や義務が存在することを知っていたにも拘わらず、原本の忠実な筆写という原則をまげない結果、この章が同時代の所領明細帳としては不完全となっていることを認めており、それは跋文に述べられたと同様の主旨である。さらに興味深いのは前半部分であって、ここでは、そもそもこの文書が所領集会で修道院の諸権利を証明するための文書として筆写されたのではなく、そうした法的行為は参集した領民による判告として行なわれるはずのものであって、写本はせいぜい、領民が自発的に認め

ようとしなない修道院の権利について、領民に圧力をかける道具として利用されるように、と指示されている⁴³⁾。従ってカエサリウスは、写本作成の意図が系統的な所領明細帳を提供することにはなかったことをここでも認めるとともに、そうした写本にも一定の実用的価値があると主張し、しかもこの効用は、忠実に筆写された9世紀の原本からも由来していると考えていることになる。

それでは、筆写された原本が13世紀の所領明細帳としてはきわめて不完全であったとしても、カエサリウスの注釈は、十分な所領管理の道具となれるまでに、それを補完すべく構想されたのであろうか。全体で長短合わせて約210ある注は、1. プリュム修道院の諸権利の描写、2. 修道院領のうち、封与ないし横領されているものの指摘、3. 地名の比定、4. 本文中の術語の解説、5. 過去の事情の回顧、6. カエサリウスの個人的見解の吐露、7. 写本の構成に関する説明、に分類できるが、個々の注は、このように分類された内容のいくつかを含むことが多い。

まず注意されるのは、多くの箇所で開催されているカエサリウスの個人的見解が、所領明細帳の筆写がまさしくカエサリウス個人の事業であったことを印象的に示すとともに、時には注釈の実用的性格を薄める印象を与えていることである。例えば、第24章 Mehring に記され

42) «Cautus esse debet quicumque placitum tenet in curiis cum scabinis et familia, ne statim eis hoc quod in libro isto inuenitur proponatur, sed diligenter querantur ab eis iura ecclesie, quia nichil ex omni parte beatum, aliqua forte neglecta sunt que non sunt scripta in libro hoc, sicut hic Birensbure nulla mentio fit de angariis et tunniss et tamen ipsi utrumque operantur. Querantur ab eis iura ecclesie diligenter et super hoc audiantur, et si tacent de aliquibus, que expressa sunt in hoc libro, hoc eis prudenter proponatur, et ita magis sibi timebunt.

Nichil enim in ipso textu scribere uolumus, nisi quod in ueteri libro scriptum legimus. Idcirco de angariis et tunniss mentionem in textu non facimus. Preterea nulla mentio fit in textu de curte dominica, nec de salica terra, neque de prato, vel de molendino, et ita ut dictum est supra, ista semper prudenter sunt attendenda.》*Ibid.*, p. 150, n. C.

43) 一般に所領明細帳が法廷での挙証能力を持った文書であると考えられるペランは、カエサリウスもまたそのように信じており、その結果として、筆写に際して原本に訂正を加えることができなかったのだ、と主張する。Perrin, *op. cit.*, pp. 16-17. しかし、この注によるかぎり、カエサリウスが所領明細帳の写本を法的能力を備えた文書と考えていないことは明らかであり、原本に変更を加えなかったのは、全く別の理由によるとされねばならない。

た農民のきいちご採取義務への長い注は、まずきいちごが、儀式、病気の修道士、高貴な客人用の飲料を作る材料であるとした後、Bleialfなどこの章とは無関係な所領からの蜂蜜の給付に触れて、それも儀式と病人のための蜂蜜酒を作るべく用いられると述べ、ついで、こうした飲料を作るために必要な胡椒はネーデルラント所在の所領から納められるが、他の香料は物品係を勤める修道士が供給すると進んでいく。そして最後に、『どこかに、宗教は富を生んだが、富は宗教を破壊してしまった。宗教が破壊されると、同時に富も失なわれてしまった、と書いてある』が、知らずして犯した罪を改めるようにすれば、主もわれらを憐み給うであろうと述べ、かつてプリュム修道院には聖なる人々がいたから、主も光輝と栄誉を与えたのであると付け加えているのである⁴⁴⁾。

ところで、このような饒舌を取り去ってみても、カエサリウスの注釈が原本を補完して、1222年ころに通用する所領明細帳——修道院が所領内部で行使していた諸権利の台帳——を作り出そうとしていた、とは思えない。修道院の

諸権利に関する注は、別の内容と混り合っただ断片的なものを加えても、全体として30を上廻る程度であり、かかるものが独立した注となっているのは僅か13に過ぎない。しかもそれらの大部分は、第33章 Remich に付された修道院の『完全所有の非自由人』《*servi proprii*》についての注⁴⁵⁾のように、それぞれが、プリュム修道院の支配する土地や領民のごく一部しか扱っていない。修道院が直接に管理している所領について多少とも全体的な描写をするのは、僅かに第62章 Kesseling⁴⁶⁾ と第65章 Ahrweiler⁴⁷⁾ への注であり、第76章 Justene

45) これは本文における『王領地出身の女領民』《*femine fiscaline*》への注で、次のようである。

『以下のことを知るべし。わが修道院の女領民が完全所有の非自由人をめとって、そこから息子をもうけたなら、後者はその生涯を通じて修道院に属する非自由人となる。彼らは日常語で *houe-jungere* と呼ばれる。そして、われわれの気が向けば、パンと衣類とが与えられる。また、彼らもその息子たちも毎日修道院の所領にいて、家畜を見張ったり、犁を引いたりする。このような非自由身分から免れさせることを欲するなら、彼らから補償を受け取ることができる。』《*Sciendum est quod quandocunque femine ecclesie nostre seruos proprios duxerint, et ex illis filios genuerint, quod illi filii omnibus diebus uite sue servi permanebunt nostri, qui uulgariter appellantur houejungere. Et, si nobis placuerit, dabitur eis panis et vestimentum, et omnibus diebus uite sue in curiis nostris permanebunt, vel custodient pecora, vel minabunt aratrum, tam ipsi quam filii eorum. Et si uolumvs tali seruitio carere, possumus redemptionem ab eis recipere.*》 *Ibid.*, p. 162, n. 1.

46) 《In Keslighe ad huc tenemus XVI mansos. Quilibet eorum soluit in festo Sancti Martini XL denarios Colonienses in censu, et ad Natalem Domini II maldra auene magne mesure que appellatur wiseuene.》 *Ibid.*, p. 178, n. 1.

47) 《In Arwilre habemus modo tantum VII feoda parua. Quodlibet illorum soluit amam uini et colit picturam I ubi nos duas partes percipimus, et pro tunna soluit VIII denarios, qui appellantur waspennege. Preterea soluit ut puto II denarios, qui

44) 《*Moras (brabiren) homines nostri colligere tenentur ad faciendum moratum propter sollempnitates et infirmos fratres et magnos hospites.……curia de Alve annuatim soluere debet IIII sextarios mellis……et de melle isto conficietur claretum, similiter propter sollempnitates et infirmos fratres. Piper autem quod ad tale condimentum est necessarium solunt curie nostre de Niderlant……. Species autem procurabit cellerarius fratrum……. Scriptum enim est in loco quodam, religio peperit diuitias, diuicie religionem destruxerunt, qua destructa, simul et diuitie perierunt. Ad huc autem emendemus in melius, que ignoranter peccavimus et Dominus miserebitur nostri. Constat autem quondam in loco isto sanctissimos uiros mansisse, idcirco Dominus eos mirificauit gloria et honore…….*》 *MUB*, I, p. 155, n. 6.

の注⁴⁸⁾では、この所領も含めて6所領からの給付が記されているが、いずれもそれぞれの『所領管理人』《villicus》からの納付を規定するのみで、農民による負担には触れていない。これらの注によると、Kesseling では、893年に修道院の手中にあった21マンスの農民保有地が、1222年には16マンスに減っており、しかもそれらは、9世紀末の賦役労働中心の負担とは全く異なって、貨幣と穀物の賦課租を支払うのみである。また Ahrweiler では、農民保有地は29マンスから《feoda》と呼ばれる7単位に減少し、後者は貨幣と現物の賦課租の他に、ぶどう畑の定地賦役を行なっているのみである。従って、9世紀末と13世紀初頭との間に、プリュム修道院領の状況が一変してしまっていることが確実であり、カエサリウスもそのことを十分に心得ているはずであるにも拘らず、注釈のうちで与えられる情報は、大多数の所領についてはきわめて乏しい。ことに、当時修道院領の中心となっていたはずの、プリュム周辺の所領群についての描写が殆どない点からしても、カエサリウス写本が13世紀に所領明細帳として機能しうる範囲は、きわめて狭かったのである。

これに比べて、封与と横領に関する注はより詳細である。13世紀のプリュム修道院は、周辺の世俗領主の進出に脅かされていたが、その中で、正式に封与された所領も封臣の処分権のもとにあり、端的に横領された土地も加える

appellantur heruestret. Preterea soluit II denarios ad tectum domus reparandum, soluit etiam sumbrinum avene et pullum. Inter illa VII feoda debent bene colere vineam salicam, que sita est in monte iuxta villam, solunt etiam fimum ad eandem vineam.》*Ibid.*, p. 180, n. B.

48) *Ibid.*, p. 184, n. B.

と、多くの所領が失なわれてしまっていた⁴⁹⁾。カエサリウスも第44章 Awans 末尾の運搬賦役の記載⁵⁰⁾に注して、次のように述べている。

『これら運搬賦役の合計は、かつては Kyll 河の向う側で, Münstereifel, Ahrweiler, Altenahr, Rheinbach, Wichternich 周辺の修道院の所領が給付しなければならなかったが、これら領域は現在では封与されていると言われている。次のことを自信をもって言い、確信している。すなわち、決してすべてが封与されたのではなく、広大な領域を持っていたのに、殆ど力ずくで修道院から奪い去られ、修道院長たちの怠慢によって捨ておかれたのである。実際、プリュム修道院は、今日では、本来持っているはずのものとは比べ

49) 後述114頁を参照。

50) 第44章末尾にある『ぶどう酒を車94台、穀物を3250モディオス運ぶ』《Ducunt de uino carados XCIIII. De annona modios MMMCC-L.》*Ibid.*, p. 166 という記載は、第44章の内容とも、また先行する諸章の内容とも適合しない。ペランはこれを、第1次写本までの原本への追加が本文に組み入れられたものとした上で、おそらく第44章の前後で、893年と1222年との間に数章分の羊皮紙が失なわれており、ここに記された大量の運搬賦役も、おそらくそれらに記されていた所領から給付されていたもの、と見ている。Perrin, *op. cit.*, pp. 79-80. いずれにせよカエサリウスは、この箇所を筆写しながら不審を抱き、この運搬賦役を第55章以下に記される娘修道院 Münstereifel を中心とする所領群による義務であったと考えて、直前に『Münstereifelからプリュムまでのアンガリアの合計』《Summa angariarum de Monasterio ad Prumi-am》とさらに挿入—Münstereifel は9世紀には《Novum Monasterium》と呼ばれていたが、カエサリウスの時期には、単に Monasterium と呼ばれるようになっていた。この点から見ても、この『合計』がカエサリウスの手によることは明らかである。Perrin, *op. cit.*, pp. 20-21—した上で、本文に訳出した注を付している。ここでは、修道院の直接管理する土地の減少によって、大量の運搬賦役が失なわれてしまっているという認識から、封与と横領による危機を訴えるに至っているのである。

て僅かしか持っておらず、家臣が修道院から多くの封を保有しているので、その名に反して忠実でないこれらの者たちの手から安全に、その財産を所持することができず、日々彼らの齒の餌食となってしまっている。以下に続く折に記されたこれらの運搬賦役の合計は、〔現在より〕ずっと豊富で大きいと思われるであろう。

エスベイの Awans から遠くない所に、Bierset と呼ばれる村があり、プリュム修道院の支配に属しているが、これをある騎士が不法に保有している。そこで、この騎士をこのことについて呼び出したが、われわれと修道院に対してこの村を返そうとしなかったので、教皇猊下の審判官の文書によって召喚させ、破門させ、彼の身边で破門を公布せしめるようにした。しかし、実際に行なわれたかどうかは知らない。』⁵¹⁾

51) 《Summam angariarum istarum in illis diebus adimplere tenebantur curie ecclesie, ex illa parte Kile circa Monasterium et Aruuilre et Arre et Rembahc et Viterche et fines illos constitute, que modo dicuntur esse infeodate. Dico fidenter et credo certissime, quod nunquam omnes fuerunt infeodate, sed quasi ui ab ecclesia abstracte per incuriam abbatum, quia terminos amplos habuerunt, neglegte. Ecclesia enim Prumia adhuc hodie modica illa que possidet, respectu que possidere deberet, a fidelibus, immo infidelibus suis, cum ab ea teneant maxima feoda, non preualet bona sua quiete possidere, et predam cotidianam de dentibus eorum eripere. Summam istarum angariarum in secundo quaterno quod sequitur, multo copiosiore et ampliorem inuenietis.

Non longe de Awans in Haspania iacet quedam villa, que Bearu appellatur, que attinet custodie Prumiensis ecclesie, quam quidam miles tenet iniuste. Quem uidelicet militem super hoc conuenimus, et cum ipse nobis et ecclesie nollet eam dimittere, fecimus eum per litteras iudicum do-

修道院領の減少をこのように憂えているカエサリウスであってみれば、本文中に登場する多くの場所について、最も簡単な書式としては『T. をヴィアンデン Vianden 伯が封として保有している』《T(rimparden) comes Vienne tenet in feodo》⁵²⁾ というような形で、封与や横領について記しているのも、当然であると言えよう。そして写本の巻末には 31 名の封臣の表を掲げ、『ここに名前を挙げたのは、貴族でプリュム修道院の家臣である。修道院から封として何を保有しているか知りたい者は、文書を読めばそこから少しばかり知りうるであろう』と記し、さらに『封を受けている家人。これらばかりでなく、他に多数』として 5 名を挙げ、その後、『主な者をここに記名した。諸地方にわたって居住しているとおりに、彼らをまぜこぜに記載した』⁵³⁾ と書いて、自らの作成した写本が、ともかくも封臣の名簿、ないし封の台帳として役立つとしているのである。

確かに、こうして写本のうちに含まれることになった封与と横領に関する情報も、決して系統的な記録とはなっていなかった。それは主として、土地を中心とした記述と人物を中心とした記述とが入り乱れていることによる。すなわち、前述したように、これら注の多くは本文中

mini pape citari et excommunicari, et excommunicatum in viciniam suam denunciari. Nescio, an factum sit.》 *MUB*, I, p. 166, n. 2.

52) *Ibid.*, p. 153, n. 5.

53) 《Hic intitulati sunt homines nobiles Prumiensis ecclesie. Qui enim desiderat scire, quid ab ecclesia in feodo teneant, legat librum et sic se poterit ex hoc aliquantum expedire.……Ministeriales infeodati, et non solum isti, sed etiam multi alii.……Maiores hic intitulauimus et sicuti habitant in prouinciis, sic eos permixtim descripsimus.》 *Ibid.*, p. 200.

に登場する場所について、それを保持する領主名を欄外に記す、という形をとっている。しかしながら、そうした配列によらず、注に登場した特定の世俗領主について、それが保有する土地を、所領明細帳本文における記載の地理的順序⁵⁴⁾とは無関係に記している場合も、かなりある。例えば第70章 Niederbachem について、まず、『貴族である Blankenheim の領主がこの所領を保有している』と記し、ついで、『その他に Rheinbach の隣りの Odendorf にある教会の保護権を、当地の他の賦課租とともに保有する』と、西方約 20 km 離れた場所について述べた後、『同じく、Kyll 河に沿って Boppingen, Pelm, Voorst というような村々をも保有している』⁵⁵⁾と続けて、さらに西南方 60 km 近いあたりの事情を指摘している。Odendorf も Kyll 河沿いの村々も、いずれも本文に登場していないが、すぐ近辺には所領明細帳で1章をあてがわれている多くの所領が存在しており、そうした章の注としてこれらの土地について記すことができたはずであるにも拘らず、ここではむしろ Blankenheim の領主という人物中心の記述となっているのである。

さらに、封与や横領について指示される人物が、しばしば 1222 年における当事者ではなかったことにも、注意しなければならない。典型的な場合を引用するなら、第 116 章 Albis-

heim への注では、『Bolanden の領主 W. の相続人たちと、その兄弟 Ph. の相続人たちとが、われわれから、この所領の領域内部で *Hoviles* と呼ばれるよい城を保持している。その他ここに、この所領を封与されている騎士たちがいるが、それらの先任者たちは、修道院の領民であり、家人であった。これらを保持していると同時に、別の財産をも保持している』⁵⁶⁾とある。この場合カエサリウスが確実に知っていたのは、この所領について少なくとも 1 世代前の状況なのであって、現在そこに勢力を張っている世俗領主を『相続人たち』、『騎士たち』としか記しておらず、また、これら騎士と修道院との関係も、彼らの保持する『別の財産』の正確な内容と位置も、明らかにできていないのである。

このように、封与と横領に関するカエサリウスの注は、決して系統的な記述とはなっておらず、カエサリウス自身も、第 104 章 Gemmerich に付された Hostaden 伯についての注では、『さらに、この文書に記されていない他の多くを』《*et plurima alia, que non sunt scripta in libro hoc*》⁵⁷⁾と記して、それが網羅的ではないことを認めている。けれども、封与と横領を独立に扱った注だけでも 30 に及び、さらに他の内容と混り合った場合も加えれば、その数は 60 を越えている。カエサリウス注釈が、13 世紀プリュム修道院と世俗領主との関

54) プリュム修道院所領明細帳に記載の諸所領が、一定の地理的順序に従って配列されている点については、Perrin, *op. cit.*, pp. 45-50.

55) 《Nobilis vir dominus de Blankenheym tenet istam curiam. Preterea tenet patronatum unius ecclesie apud Odendorpht iuxta Rembahc cum aliis rebus ibidem. Tenet etiam super Kilam fluuium villas quasdam, id est Boppingen, Pellinheym, Worst.》MUB, I, p. 181, n. 4.

56) 《Heredes domini W. de Bolandia et heredes Ph. fratris sui, tenent a nobis infra terminos eiusdem curtis bonum castrum, quod Hoviles appellatur. Preterea sunt ibidem quidam milites, qui sunt infeodati de ipsa curte, quorum predecessores fuerunt homines ac ministeriales ecclesie. Quos etiam tenent, tenent etiam et alia bona.》*Ibid.*, p. 199.

57) *Ibid.*, p. 192, n. 2.

係を追究するための最大の史料となっているかぎりでは、われわれは、これらの注がプリュム修道院の封と封臣のうちどれくらいの部分を記載していたかを正確に知る手段を持たない⁵⁸⁾のであるが、現在までの諸研究⁵⁹⁾からは、ともかくそれらの主要部分が言及されていたと見てよいであろう。従って、失なわれた、あるいは失なわれつつある修道院領に関する注釈は、修道院の手中にある諸権利についてのそれよりは、ずっと詳細だと言いうるのであって、カエサリウス写本はその作成の時点において、領主・農民関係において機能しうる所領明細帳としてよりは、教会領主・世俗領主関係において現実的な意味を持つような記録——封台帳、ないし封臣名簿たる性格を含む——として構想されていた度合が、ずっと大きいのである。

次に、カエサリウスが注釈を執筆するに当たってとった手続は、果して写本を13世紀にも通用する文書とするに有効だったのであろうか。

まず、しばしば指摘されているように⁶⁰⁾、プリュム修道院に所蔵されていた文献を、カエサリウスが注釈の材料とすることがあったのは確実である。すでに挿画の第1図に見られたように、カエサリウスはピピンとカール大帝をプリ

ュム修道院の創建者と考へ⁶¹⁾、これらが当修道院に所領を賦与するとともに、その世俗的権力からの自由を保障し、そのための文書を発給していることを重視していた。それは第13葉裏の下部に書かれた注で、次のように繰り返されている。

『わが修道院の創建者、すなわちピピンとその息カール大帝とによって、修道院の所領と財産とがすべての世俗権力——日常語で *pellince*, *grafscaf*, *viltban*, *cuppelle*, *natselide* と呼ばれる——から免れている。ピピンとカール大帝が彼らの所有地を拘束なしに所持していたごとく、わが修道院が彼らを長く所持すべく、寄進したのである。そして、このことを、彼らの特権状によって明白に確認し、また、彼らのすべての後継者たちに、われわれをかかえる自由のうちに保つよう、同じ特権状によって求めたのである。この点については、何人もの皇帝あるいは国王の確認状を持っている。そして、神の憐みによって、われわれとわが領民とは、将来にわたってこのような自由を享受するであろう。』⁶²⁾

58) この点では、前注 53) 引用部分の末尾に近く、『主な者をここに記名した』とあるのが、ペランの考えるように、修道院から封を受けている家人についてのみ言われているかどうか、解釈が分れうるようである。Perrin, *op. cit.*, p. 16, n. 7. *MUB*, I, p. 200 では、この文章は家人に関するものとして印刷されているが、手書本では、第50葉表を左右2欄に分けて封臣を記した後、頁の右下にこれが記されており、貴族と家人の両者にかかっている可能性も大きい。

59) 前注 25), 後注 87), 88), 89), 90), 91), 92) の文献を見よ。

60) Perrin, *op. cit.*, pp. 16-17; Kuchenbuch, *op. cit.*, p. 14.

61) プリュム修道院はそもそも721年に創建されたが、しばらくの間は目立った発展をとげなかった。しかし、767年に創建者の一族に属するピピンが、キリストのサンダルという聖遺物をもたらして、守護聖人名を聖救世主とし、かつ、西フランクから多数の修道士を招致して、カロリング期最大の修道院の一つに押し上げた。また、ピピンとカール大帝は多くの所領を寄進しており、これらを創建者と呼ぶカエサリウスの認識は誤っていない。前注 2) に引用の文献の他、カロリング期におけるプリュム修道院の重要な地位を示す最近の文献として、W. Haubrichs, *Die Kultur der Abtei Prüm zur Karolingerzeit. Studien zur Heimat des althochdeutschen Georgliedes*, Bonn, 1979.

62) 《A primis ecclesie nostre fundatoribus, id est Pippino et Karolo Magno, eius filio, possessiones nostre ecclesie ac bona, ab

かつてプリュム修道院長であったカエサリウスが、修道院にとって決定的に重要なこのような文書の内容を心得ていたことは、けだし当然であり、それを想起しつつこの注が書かれたことは確実であろう⁶³⁾。

けれども、きわめて重要なのは、こうした文献の参照が決して系統的ではなく、かつ、広範な記載を持つ台帳が下敷になったとは思われない点である。まず、プリュム修道院が行使していた諸権利についての記載は、カエサリウスの注釈のうちで多くはないが、何らかの文書が参照されていることが確実なのはただ1箇所、第23章 Mötsch についての次の注である。

『Venna は、魚をとるための、高価できわめて有用な設備である。この設備は wer あるいは steyle と呼ばれ、Fumay と Revin [→いずれもムーズ河地方の所領] に持っているごときものである。

以下のことを知られたい。Mötsch におけるわれわれのバン領域において、どちらの

omnibus potestatibus secularibus sunt exempta, que potestates wigariter appellantur pellince, grascaf, viltban, cupelle, natselide, geritte. Ita namque sicut ipsi alodia sua libere possederunt, ita ecclesie nostre ea per secula possidenda, tradiderunt, et hoc suis preuilegiis sicut patet confirmauerunt, et omnibus suis successoribus ut nos in tali libertate conseruarent, per eadem priuilegia demandauerunt. Super hoc uero plurimorum imperatorum siue regum confirmationes habemus, et Deo propicio tali libertate nos et homines nostri per tempora futura gaudebimus.」MUB, I, p. 154, n. B.

63) これら国王文書は、10世紀初頭から12世紀初頭にかけて作成された写本集——その美しい装丁によって『黄金の書』《Liber Aureus》と呼ばれる——のうちに筆写され、13世紀にはプリュム修道院に所蔵されていたはずである。Willwersch, *op. cit.*, pp. 1-8; G. Althoff, Eine Prümer Mönchsliste im “Liber Aureus,” *Frühmittelalterliche Studien*, 1973, pp. 234-265.

岸からも, venna を用いても, boyl と呼ばれる漁法によっても, 舟を使っても, 網を使っても, いかなる者もわれわれの同意なくして, 漁をしてはならない。これについては, きちんとした特権状を持っている。』⁶⁴⁾

確かに, Kesseling と Ahrweiler についての描写⁶⁵⁾ はきわめて詳細で, カエサリウスの記憶のみに頼って書かれたとも思えないが, 当時プリュム修道院が直接に管理していた他の諸所領⁶⁶⁾ について, そのような注が付けられていないところから考えて, この場合にたとえ参照された文献があったとしても, それは個別的な文書であって, 修道院領のかんりの部分を記していた所領明細帳系統の記録でなかったことは, 確実であろう。

封与と横領に関する注釈についても同様である。かつて Ch. Ed. ペランや, E. レーヌは, こうした注の豊富さから見て, カエサリウスはプリュム修道院所蔵の「封台帳」livre des fiefs を参照しており, ことに写本末尾の封臣名簿はそこから借用していると考えた⁶⁷⁾。しか

64) 《Venna est instrumentum sumptuosum et satis utile, unde pisces capiuntur, quod instrumentum appellamus wer, siue steyle, sicut habemus apud Fyma et Riuin. Sciendum est quod in banno nostro apud Merreche, nullus presumere debet ex utraque ripa, nec uennam, nec aliam piscationem, que boyl appellatur, neque cum nauu, neque cum retibus, sine uoluntate nostra, nec facere, nec piscari. Inde enim bonum habemus priuilegium.》MUB, I, p. 153, n. 8.

65) 前注 46), 47) に引用。

66) 893年の所領明細帳に記載された諸所領の, その後の成行については, H. Forst, Zur Erläuterung des Prümer Urbars vom Jahre 893, *Westdeutsche Zeitschrift für Geschichte und Kunst*, 1904, pp. 194-229 が, 最も詳細な研究である。

67) Perrin, *op. cit.*, p. 16; Lesne, *op. cit.*, p.

しながら、そのような文献を下敷にしたにしては、カエサリウスによる封与に関する記載はあまりにも混乱しており、また、カエサリウス自身がこうした注のいくつかにおいて、それらは記憶に頼っており、従って不確実であるとはっきりと断っているのである。例えば、第55章 Iversheim の下部余白には、この章の特定の場所と結びつけることなしに長い注が置かれているが、そこには Schleiden の貴族、Dollendorf の貴族、Wied 伯、Altenhar 伯と、相互関係の明白でない4人について記されている。そして、これらの手中にある所領や教会などは、きわめて広い範囲に分布しており、Iversheim との直接の関連も認められず、かつ、記載の順序にも一定の論理が働いているとは思われない。そして、カエサリウスはこの注の中で、『……と思う』《*puto quod*…》という言い方を盛んに使って事実関係を述べた後に、『記憶にのぼらないものも多くありうる。このうち一部は貴方たちが知っという。他の部分については調査されたい。ある知恵者が言ったように、始めた者は半分手に入れたことになるのだ』⁶⁸⁾と書いている。また、第83章

Linnich への注では、次のように述べる。

『Randenrath の貴族は Linnich の所領とその周辺に、われわれが持っている領域を封与されている。領主 Cunradus van der Dicke も同様。Bremeyl の他のある貴族も同様。同じく Mülbach 伯は、修道院の家臣であったが、彼が保有した封がどこにあるか知らない。しかし、Linnich と Güsten の領域の近くにあると思う。古くからここに修道院が所持していた所領を、誰が保有しているか調べられたい。彼の封は必ずや見付かると思う。というのも、彼が修道院の家臣であったと思われ、また、これらの所領が、領域とともに、十分はっきりとこの文書に描写されているからである。』⁶⁹⁾

従って、たとえカエサリウスが封台帳などを参照しえたとしても、それはかなり部分的な記録だったのであり、むしろ、一つ一つの注について、封与に関する個々の文書を下敷にすることがありえた、と考える方が自然であろう。事実、以前の修道院長 Gerardus が Kenten という所領を購入して Sayn 伯に封与した、とある注では、『皇帝 Heinrich とケルン大司教 Adolf の時期に……』というように年代限定をし、また続いて、娘修道院 St. Goar の教会守

54. ただし、前注 53) に引用した部分で、封の詳細を知るために参照を求められている『文書』《*librum*》は、ペランやレーヌのように、カエサリウスが参照した封台帳と理解するよりは、カエサリウス写本そのものと考えの方が自然であろう。カエサリウスは、『古い文書』《*vetus liber*》、『真正の文書』《*authenticus liber*》と表現される原本に対して、自己の作成した写本を単に『文書』と呼んでおり、また、封の詳細について『少しばかり』《*aliquantulum*》知りうるであろう、という謙遜な表現からも、カエサリウスによる注釈の参照が求められている、と見ることが出来る。

68) 《*Multa esse possunt que non occurrunt ad memoriam. Ex quo partem aliquam scitis. Inuestigate cetera. Sicut dixit quidam sapiens: Dimidium qui cepit, habet.*》 *MUB*, I, p. 175, n. A.

69) 《*Nobilis vir de Randenrode infeodatus est de curia de Linneche, ac de terminis quos in vicinia illa habemus. Similiter dominus Cunradus van der Dicke. Similiter et alter quidam nobilis homo de Bremeyl. Comes etiam de Molbahc erat homo ecclesie. Nescio ubi feodum illud iaceat quod ipse tenuit. Puto tamen quod iaceat circa terminos de Linnache et Iustene. Querite quis curias, quas ibidem ex antiquo ecclesia possedit, teneat. Et puto quod feodum suum bene reperietis. Constat enim mihi eum fuisse hominem ecclesie, ipse etenim curie cum terminis suis satis expresse in libro hoc sunt descripte.*》 *Ibid.*, p. 186, n. 1.

護職に関する注は、『この点が忘却されないように……』と始めており⁷⁰⁾、こうした文書特有の書式が借りられていることから、これらの注に記された事実が、修道院所蔵の個々の記録から引用されていると思われるのである。

このように、カエサリウスによる文献の参照は、所領明細帳、封台帳、ないしそれに近い文書の系統的な利用からは程遠かったと思われる⁷¹⁾が、カエサリウスが総動員しているはずの知識や記憶も、当然のことながらきわめて不完全なものでしかなかった。カエサリウスが多用している『……思う』、あるいは『……想定する』〈presumo…〉などの言い方がそれを暗示するが、その他にも『知らない』〈ignoro〉、〈nescio〉、『一部だけ知っている』〈scio in parte〉、『記憶にない』〈non habeo in memoria〉、『この点は自分には十分には分らない』〈ista plene non constant mihi〉などの告白が目につく。この場合カエサリウスは、『調査されたい』〈investigate〉、『訊ねられたい』〈querite〉、『すぐに調査されることができると』〈investigari cito poteritis〉などと付け加えて、正確な知識の獲得を写本の利用者に委ねてしまうのが常であった。そして娘修道院 St. Goar に属する所領については、それらがすべてライン河右岸に所在するに拘らず、『ここに描写されたすべての所領は、St. Goar に近く、ライン河の両側にある』と不正確な記述をした後に、『ここに行ったときに、St. Goar

の修道士に訊ねられたい。彼らは、誰がこれらを保有しているか、どこにそれらがあるか、私よりも十分に貴方たちに教えるであろう』⁷²⁾と、調査の方法を指定してまでいるのである。

これに対して、カエサリウス自身が行なったとされる調査とは、第36章に記された Montigny-sur-Chiers について、『このあたり出身のある修道士に、これらの村について訊ねた。彼は Montigny はメッス Metz とムーゾン Mouzon との間に位置していて、メッスから30マイル離れている、と私に言った』⁷³⁾とあるように、現場に赴かない聞き取りが、ただ1回確認されるだけなのである。

以上のように、注釈の執筆に当ってカエサリウスのとった手続は、写本を13世紀に通用する系統的な台帳とするために有効であったとは思われないが、さらに、写本を13世紀の現実から引き離す効果を持った、もう一つの要因があった。それは、カエサリウスにとっての同時代の情報と過去に関する情報とが、注釈のうちで混り合っていることであって、そのことは、本文中の術語の解説に当てられた注と、過去を回顧しつつ書かれた注とを検討するとき、明らかになってくる。この点の詳細な考察は、カエ

70) *Ibid.*, p. 186, n. 4. パイヤーはこの箇所に、本来は別々の三つの注をいっしょに印刷している。

71) この点で、写本作成の際にハイステルバッハ修道院にいたカエサリウスが、プリュム修道院所蔵の文書を系統的には利用できなかったはずだ、という H. フォルストの見解は、正鵠を得ていると言えよう。Forst, *Zur Erläuterung*, pp. 228-229.

72) «Omnes curie hic descripte site sunt apud Sanctum Goarem ex utraque parte Reni. Cum illuc perueneritis, interrogate canonicos Sancti Goaris et ipsi plenius vos instruent quis eas teneat, et ubi sint site, quam ego.» *MUB*, I, p. 195, n. A.

73) «Interrogavi quendam monachum de villis istis, qui fuit de partibus illis, et ipse mihi dixit, quod Montini sitvm esset inter Metis et Monzum, de Metis nempe distat tria miliaria.» *Ibid.*, p. 163, n.C. なお、ペランは〈nempe〉——手書本には略号で書かれている——の代りに、〈non〉、ないし、〈haec〉の読みを提案している。Perrin, *op. cit.*, p. 84, n. 4.

サリウス注釈の史料的性格を論ずる予定の別稿に譲る他はないので、ここでは簡単に論じておきたい。

カエサリウス注釈の発想源となったのは、如上のように、同時代の観察ばかりではなく、過去の文献や、プリュム修道院内外での様々な伝承を吸収しているに違いないカエサリウスの知識や記憶でもありえた。従って、確かに注の大多数は13世紀に関する記述であったが、多くの注に先行する時期の情報が散りばめられていたのである。きわめて興味深いのは、所領明細帳の原本そのものも注釈の材料となっており、カエサリウスは、大部の原本を筆写しながら、これを正しく理解しようと思いをめぐらし、その結果を写本の読者に伝えるべく、注釈のうちに書き入れていることである。例えば、第24章 Mehring には、モーゼル河を利用する運搬賦役（→〈navigium〉）が記載されているが、その仕向地の一つとして指示される Cochem について、次のような注がある。

『古くに Cochem で所領と賦課租を持っていたが、現在では封与されており、Altenahr の Theodricus, Warboldus の相続人たちが、修道院から保持している。この所領に、古くには修道院のぶどう酒と穀物とが運ばれており、ここで売られるか、この土地の運搬賦役によって修道院まで運ばれるか、であった。ヴォルムス司教区のわが所領も、舟による運搬賦役をここまでしなければならなかった。』⁷⁴⁾

74) 《Antiquitus habebamus curiam et reditus Chuckeme, que modo infeodata sunt et tenent ea ab ecclesia heredes Theoderici, Warboldi de Arre. Ad illam curiam antiquitus deportabatur, et uinum et frumentum ecclesie, vel ibi uendebantur, vel per

Cochem は、所領明細帳の原本では1章を占める所領としては登場しないが、5章にわたって言及されており、それらの箇所から、プリュム修道院が賦役労働を用いて組織していた運搬組織⁷⁵⁾の拠点たることが、明らかな場所である。おそらくカエサリウスは、原本の筆写を通じてそのことを知り、Cochem の不記載という所領明細帳の欠陥⁷⁶⁾を補うべくこの注を作成し、しかもそこに、これが現在では封与されてしまっているという同時代の知見を付け加えたのであって、その結果、一つの注のうちに、9世紀と13世紀とに関する記述が並存することになってしまったのである。

しかも、カエサリウスにとっての過去と同時代についての情報が、全く混沌と入り乱れているような注もかなりある。ここでも、典型的な例を一つだけ引いておこう。第1章 Rommersheim には、農民保有地30マンスからの義務として、『軍役税として、車1台と牛4頭を5月半ばから8月半ばまで』《In hostilicium carrum I et boues IV a medio maio

angarias terre istius, ad nos deportabantur. Curie enim nostre de episcopatu Wormacensi angarias illuc nauigio facere tenebantur.》MUB, I, p. 157, n. 1.

75) これについては、最近 J. P. ドヴロワによる研究が発表され、プリュム修道院による所領経営が、かなり発達した物資流通の組織を含み、かつ、商品・貨幣流通とも密接に絡み合っていることが主張されている。前注 21) の文献。

76) プリュム修道院所領明細帳は、少なくともカエサリウス写本によって現在に伝来されている姿においては、9世紀末の修道院領の全体を記載してはいない。ペランはその原因を、1. プリュムや St. Goar 周辺の森林のように、特殊な経営方式のもとにある財産には、おそらく別の台帳が作成されていたこと、2. 所領明細帳作成の当事者に怠慢や不注意のありえたこと、3. 893年から1222年までに、原本の一部が亡失したこと、にまとめている。Perrin, *op. cit.*, pp. 78-80. Cochem の場合がそのいずれに当たるかは、明らかでない。

usque medium augustum》⁷⁷⁾と記されているが、カエサリウスはこれに次のような注を付している。

『各所領は修道院長猊下に軍役税を支払わねばならない。軍役税は日常語で *natselde* と呼ばれている。修道院長猊下が、その修道院の所領を巡回したいときには、それらの所領は必要な物を所領から所領へと運ぶべく、車を提供しなければならない。あるいは、これらの権利が定められた古いころの習慣では、領主たちが彼らの土地を通行しようと欲した場合、彼らの車に引畜をつけさせて、彼ら、あるいは従者が乗っていた。軍役税として所領で差し出された牛は屠殺して食べられることになっている。けれども、修道院長猊下が代償を求めるならば、各マンスは5デナリウスを支払うように。Rommersheim の30マンスは、本文に言われているように、牛4頭を、従って7½マンスで牛1頭を支払っているから、もし代償が与えられるなら、37½デナリウスを支払うように。これらのことが定められたときには、これによって牛が、あるいはそれに代って、肥育されて食べるのに最良の子牛が買えたのである。』⁷⁸⁾

77) *MUB*, I, pp. 145-146.

78) 《*Quelibet curia tenetur soluere hostilicium domino abbati. Hostilicium wlgariter appellatur natselde. Dominus abbas quando wlt uisitare curias sue ecclesie, tenentur ei prefate curie, currus ad ferenda necessaria de curia ad curiam procurare. Vel forte sicut mos erat antiquitus, quando iura ista statuta fuerunt, cum domini uolebant procedere per terras suas, iungi fecerunt currus suos, et sedebant in eis, vel familia eorum. Boues qui ad hostilicium dantur in curiis, mactari debent et commedi. Sed si dominus abbas exegerit redemptionem, soluet quilibet mansus denarios V. Triginta enim mansus de Rummersheim soluent sicut dictum est IIII*

この注の内容を正確に理解することは、きわめて難しいが、ここには、おそらく時期的にも異なった、次の四つの事態が重なりあって書かれていると思われる。1. 30マンスからの車1台と牛4頭の提供。これが原本に記載された状況で、そこには貨幣代納は記されておらず、また、『5月中旬から8月中旬まで』という時期の限定からして、牛が食用に屠殺されることはありえなかった。2. 領主の巡回に際して、人間が乗る車につける牛の提供。この牛は引畜として用いられた後、食用に供されるが、1マンス当り5デナリウスで、貨幣代納が要求されることもある。カエサリウスは、これを古い時期に成立した制度と考え、おそらくこれに原本にあるマンス数30を外挿して、牛1頭の価格を37.5デナリウスと計算してみせている。3. 同じ制度が行なわれても、37.5デナリウスでは牛も、代りの子牛も買えない状況。4. 修道院長の巡回に際して、必要品を運ぶための車の提供。こうして、この注のうちには、9世紀末から13世紀初頭まで——この間に、カエサリウスが『古いころ』とする時期が入る——に関する異なった情報が、年代順に整理されることなく、また動詞の活用形を厳密に使い分けることもなく、無秩序に書き連ねられているのである。

カエサリウス注釈の史的価値を見定めるためには、従来のように、これを13世紀に関する素材であると簡単に断定⁷⁹⁾してはならない

boues, et ita VII mansi et dimidius soluent I bouem, et si dabunt redemptionem, soluent denarios XXXVII et obolum. Vnde in diebus illis quando hec instituta fuerunt poterat emi bos, siue uitulus fretis, saginatus et ad commendendum optimus satis.》 *Ibid.*, p. 145, n. 6.

79) 例えばドヴロフは、前注 21) に引用の箇所にかけて、次のように言う。「マンスやビール醸造

ことが明らかであるが、ともかくここでは、この注に見られるような年代的に異なった情報の錯綜が、決して例外ではなかったことを強調しておけば足りる。カエサリウスにとって、9世紀に関する知識と13世紀についての観察とは、同じ資格で注釈の中に同居しうるものだったのであって、このような考え方の上に立って書かれた注釈に、893年の所領明細帳の写本を1222年の現実のうちで利用できるようにする役割を、十分に期待しえないことは言うまでもあるまい。

V カエサリウス写本の歴史

13世紀前半のプリュム修道院領内外をめぐる状況は、修道院にとってきわめて厳しかった。11世紀までの黄金時代は過ぎ去って、農民に対する支配の点でも、所領の確保をめぐる世俗領主との関係においても、プリュム修道院は後退を余儀なくされていたからである。

中世盛期プリュム修道院領の領主・農民関係については、現在までの研究はあまり多くを明らかにしてはいない。何よりも、カエサリウス注釈の一部の他には、これを直接的に示してくれる史料がきわめて少ないことが原因で、判告書が比較的豊富に出てくるのも、13世紀末を待たねばならない⁸⁰⁾。しかしながら、これらの乏しい史料からも、13世紀前半のプリュム修道院領では、なお『完全所有の非由人』など、一部の領民に対する強い人身的拘束が行なわれて

はいる⁸¹⁾ものの、領主直接経営は後退して⁸²⁾、農民は賦役労働から解放され現物と貨幣の賦課租を主たる負担とするようになってきているばかりか、村落共同体への結集を強めて領主からの自立性を拡充している傾向を読み取ることができる。そして、プリュム修道院所領明細帳を先頭に置き、トリアーのザクト・マキシミン St. Maximin 修道院の所領明細帳(1200年前後)に至るまで、所領明細帳20部を分析したペランによる領主制の研究⁸³⁾、Rheinbach, Münstereifel, Bastogne のように、プリュム修道院領のうちで中世盛期に小都市として成長してゆく場所に関する研究⁸⁴⁾、さらに最近発表された、プリュム修道院領をも含む地域での農村共同体の研究⁸⁵⁾も、そうした見方を支持し

81) 前注 45) を参照。

82) カエサリウスは、第24章 Mehring に付した注で、『Hayes の領主が Mehring のモーゼル河彼岸で、よい十分の一税を修道院から保持している。〔1行削除〕Mehring のモーゼル彼岸で、修道院の領主直領地が拘束なく修道院に属しており、Hayes の領主、ないしその一族の誰も、修道院自身が領主直領地を耕作するか、あるいはそれを耕作すべく領民に委ねるかによらず、そこで十分の一税を要求しようとしてはならないことが、真実だと知られたい』(原文は別表⑤に引用)と書いている。ここには、カエサリウスが、領主直領地——それは、他領主が十分の一税を要求しえないという特別の資格によって、農民保有地と区別されている——を必ずしも領主直接経営の対象と考えていないことが示されていて、興味深い。

83) 前注 3) の文献。

84) K. Flink, *Geschichte der Burg, der Stadt und des Amtes Rheinbach von den Anfängen bis zum Ausgang des 18. Jahrhunderts*, Bonn, 1965; W. Gugat, *Verfassung und Verwaltung in Stadt und Amt Münstereifel von ihren Anfängen bis zum Ende des 18. Jahrhunderts*, Bonn, 1969; Ch. Dupont, *Du marché carolingien à la bonne ville du XIV^e siècle: l'exemple de Bastogne, Centenaire du Séminaire de l'histoire médiévale de l'Université libre de Bruxelles*, Bruxelles, 1977, pp. 127-146.

85) M. Nikolay-Panter, *Entstehung und Entwicklung der Landgemeinde in Trierrer Raum*,

場が何であり、スカラ scara [= 軽量財貨の運搬賦役] という語で何を理解するかを、カエサリウスが説明するとき、彼の言うところはきわめて興味深い、それが13世紀の現実に対応していることは、言うまでもない。』Devroey, *op. cit.*, p. 545.

80) J. Grimm(ed.), *Weistümer*, II, pp. 308-757; III, pp. 803-838.

てくれる。総じてドイツ学界は、中世初期と中世盛期との間に領主制の大きな構造転換があったとする古典的な学説に忠実であるが、その中でも、ライン・モーゼル地方は古典荘園制の解体が徹底的に進行した地域と考えられており⁸⁶⁾、主としてそこに位置していたプリュム修道院領が、その例外をなしていたと考える根拠は全くない。

これに対して、プリュム修道院と世俗領主の関係については、多くの研究が積み重ねられてきた。まず今世紀初頭、プリュム修道院領が小規模な領邦として構成されるに至る過程を検討した H. フォルストと H. ヴォールトマンとは、それが、12世紀初頭以降に見られた、修道院領の全体的縮少の一齣であったことを明らかにした。すなわち、カロリング期に集積された大土地所有とインムニテートを出発点として、11世紀まで拡大され続けた修道院領は、その後、教会守護による支配の蚕食と、封与による所領の事実上の譲渡によって衰退に転じていく。そして、プリュム修道院は世俗領主との闘争と妥協を通じて、主として遠隔地所領を後者の手中に委ねると同時に、修道院所在地を中心とした地域からは他領主の勢力を排除し、13世紀末には『領邦プリュム』《Land Prümia》の構築に成功した、というのである⁸⁷⁾。ついでこ

の問題を正面から取り上げたのが、1961年の P. ノイによる論文で、ここでは、ライン河、モーゼル河、ムーズ河にはさまれた領域での、ケルンとトリアーの大司教をも含めた大小領主による勢力闘争のうちに、プリュム修道院が位置づけられている⁸⁸⁾。さらに、プリュム修道院領を対象とする1960年代の個別研究は、娘修道院 St. Goar 所領の Katzenelenbogen 伯による掌握⁸⁹⁾、プリュム修道院領が濃密だった Ahr 河流域への Arre 伯とその傍系親族の進出⁹⁰⁾、教会守護 Arre-Hochstaden 伯による掌握 → ケルン大司教への譲渡 → Rheinbach 家（プリュム修道院の領民出身）による横領、という Rheinbach の変遷⁹¹⁾、13世紀には Hochstaden → Bergheim → Jülich と大世俗領主の家系で受け継がれていくことになる、娘修道院所在地 Münstereifel の支配⁹²⁾、などを明らかにしてきたのである。

さて、このような状況の中で作成されたカエサリウス写本は、1222年以降、プリュム修道院でどのように用いられたであろうか。不幸にして、プリュム修道院の文書は近世以降多くの破壊や横奪を受けたりしく⁹³⁾、その伝来状況はき

Entstehung und Entwicklung der Landeshoheit des Abtes von Prüm, *Westdeutsche Zeitschrift für Geschichte und Kunst*, 1909, pp. 369-464.

Bonn, 1976; A. Gerlich, Frühes Weistumsrecht in der Eifel, an Mosel und Rhein, in P. Blicke (ed.), *Deutsche ländliche Rechtsquellen*, Stuttgart, 1977, pp. 116-141.

86) Fr. Lütge, *Deutsche Sozial- und Wirtschaftsgeschichte. Ein Überblick*, 3. Auflage, Berlin-Heidelberg-New York, 1976, pp. 120-122; E. Ennen-W. Janssen, *Deutsche Agrargeschichte vom Neolithikum bis zur Schwelle des Industriezeitalters*, Wiesbaden, 1979, pp. 174-175.

87) H. Forst, *Das Fürstentum Prüm. Erläuterungen zum geschichtlichen Atlas der Rheinprovinz*, IV, Bonn, 1903; H. Wohltmann, Die

88) P. Neu, Die Abtei Prüm im Kräftespiel zwischen Rhein, Mosel und Maas vom 13. Jahrhundert bis 1576, *Rheinische Vierteljahrbücher*, 1961, pp. 255-285.

89) F. J. Heyen, St. Goar im frühen und hohen Mittelalter, *Kurtrierisches Jahrbuch*, 1961, pp. 87-106.

90) J. Rausch, Der Grundbesitz der Abtei Prüm im Ahrgebiet, *Eifelkalender*, 1961, pp. 131-136.

91) Flink, 前注 84) の文献。

92) Gugat, 前注 84) の文献。

93) その一端は, Lamprecht, *op. cit.*, II, p. 733; G. Kentenich, Zum Schicksal der älteren

わめて悪く、それに関する詳しい記述も見当たらない⁹⁴⁾。その中で、われわれに貴重な手がかりを与えてくれるのが、カエサリウス写本を筆写するという形で——従ってカエサリウスによる書き下ろし部分も含めて——、14世紀に再び所領明細帳の写本が作成されるという事実であり、また、カエサリウス写本と14世紀写本のいずれにも、後代に行なわれた若干の書き込みと削除とが見られ、しかも、それらが二つの写本の間で一致する場合と相異なる場合とがあるという、奇妙な現象なのである。

14世紀写本は、現在トリアーの市立図書館に Ms 8°-1708-58 の分類番号で所蔵され、貴重書展示室で展覧されているほどのものであるが、かつて G. ワイツが行なった描写⁹⁵⁾ を筆者なりに補ってみれば、次のような体裁と構成とを示している。すなわち、全体として草綴本にまとめられているが、装丁は近世以降のもので、まず紙3葉、ついで羊皮紙3葉が綴じ込まれていて、そこには近世以降の手による書き込みとデッサン(挿画第2図の模倣図)とがある。その後続く羊皮紙7折63葉が、本来の所領明細帳の写本で、第1葉表、第2葉表、第3葉表に3枚の挿画があって、これらは、様式

こそロマネスク的なものからゴシック的なものへと変っているが、構図と詞書はカエサリウス写本の挿画と同じである。ついで、第4葉表・裏に教皇インノケンチウス Innocentius 3世のプリュム修道院長 アダルベロ Adalbero 宛文書(1133年)⁹⁶⁾、第5葉表に教皇が修道院長を祝福している挿画と、カエサリウス写本にはない2葉が入った後に、第6葉表にカエサリウスによる序文⁹⁷⁾、第7葉表・裏と第8葉表に目次が配され、第8葉裏からカエサリウス注釈を含んだ所領明細帳が始まって、第60葉裏1行目まで続く⁹⁸⁾。ついで、第60葉裏の残りに封臣の名簿、第61葉表から裏の上半分までにカエサリウスによる跋文が入って、カエサリウス写本筆写は終るが、第61葉裏の下半分から第62葉表の左半分までは、『プリュム修道院長の名前と修道院を治めた年数』《Nomina abbatum Prumiensium et anni quibus rexerunt abbatiam》が、より新しい手で書かれ、その最後のあたりには17世紀の修道院長の名が見えている。この14世紀写本を、ペランは「きわめて質の悪い」と評しており⁹⁹⁾、事実、原本としてのカエサリウス写本との相異がかなり見出せる。しかし、飾り文字や色文字を散りばめ

Urkunden der Abtei Prüm, *Trierisches Archiv*, 1909, pp. 101-102 などからも知ることができる。

94) 1260年までの文書史料を刊行した H. バイヤーは、写本集たる『黄金の書』と所領明細帳の構成と所在を指示しているのみである。MUB, I, IV-VI. Lamprecht, *op. cit.*, II, pp. 732-744 にも、『黄金の書』について以外には、詳細な記述がない。

95) G. Waitz, Beschreibung von Handschriften, welche in den Jahren 1839-42 näher untersucht worden sind, *Archiv der Gesellschaft für ältere deutsche Geschichtskunde zur Beförderung einer Gesamtausgabe der Quellschriften deutscher Geschichten des Mittelalters*, I-5・6, 1858, pp. 446-448.

96) これは MUB, I, p. 533 に刊行されており、教皇や、ピピンとカールを始めとする皇帝、君主の権威によって入手し、彼らの文書によって確認されているすべてのものと、将来適法に入手する財産とを、プリュム修道院が安全に所持すべきことを確認している。

97) ただし、カエサリウス写本第5葉表・裏にあるこの序文のうち、14世紀写本に出てくるのは第5葉裏1行目までで、最後の3行はどうした訳か筆写されていない。

98) 所領明細帳本文とカエサリウス注釈とは、カエサリウス写本と同じように、後者をより小さな字体で明確に区別して書かれている。ただ、14世紀写本の方が周辺余白の使い方が濃密で、上部や頁の綴じ込み側まで埋められている場合も多い。

99) Perrin, *op. cit.*, p. 4.

て全体としてきわめて手のこんだ、美しい手書本であることは間違いない。このように、正確を期するよりはむしろ審美的観点を優先させて写本が作成されたのは、14世紀のプリュム修道院において、カエサリウス写本がある種の畏敬の念をもって接しられていたからではなからうか。

しかしながらそのことは、カエサリウス写本が単に美術品として所蔵されていたことを意味しない。そこに散見する後代の書き込みや削除からも、この写本が記載の内容に即して検討され、訂正される場合のあったことが分るからである。この点は早くから研究者の注意をひき、ことにヴォールトマンは、第9葉裏の下部に配された注での2箇所の削除を、14世紀写本と照合して復元した結果、これが領邦プリュム形成過程でのヴィアンデン伯勢力の駆逐と対応して行なわれた、と主張した¹⁰⁰⁾。もしその通りとすれば、カエサリウス写本は所領の現実に関連しつつ参看されていたということになる。しかしながら、その後、ヴィルヴェルシュとペランとがなお若干の書き込みと削除とを摘出した¹⁰¹⁾もの、この問題が全体として取り上げられることはなかった。そこで、これまでの指摘に、手書本から筆者の見出したもの¹⁰²⁾をも

加えて、カエサリウス写本への書き込みと削除とを表示してみよう。

こうして、カエサリウス写本への修正は僅か15箇所にとどまるのであるが、これらについて、以下のような指摘が可能であろう。1. 比較的少ない削除は、カエサリウス写本だけで行なわれた場合(①, ⑥)と、14世紀写本でも同じ場所が削られる場合(⑤, ⑪)とがある。前者では14世紀写本にはしかるべき語が筆写されており、いずれも、14世紀写本成立以降の削り取りということになる。なお、14世紀写本だけで行なわれた削除¹⁰³⁾も1箇所あり、二つの写本からの削り取りに一定の方針があったとは思われない。2. 13箇所に及ぶ書き込みのうちには、14世紀写本の一部として取り込まれているもの(②, ③前半, ④, ⑧, ⑩, ⑫, ⑬)と、14世紀写本に登場しないもの(③後半, ⑤後半, ⑦, ⑨, ⑭, ⑮)とがある。前者が14

と、約3字分の削り取りがあるが、文章としてはこの箇所にも何も入り込む余地がない。おそらくカエサリウスは、地名を誤って書き始め、3字分を削り取った上で、その後改めてLuzellenburchcと記したのであろう。これらと後代の削り取りとを区別することは、視覚的には不可能であるが、筆者は、削り取りによって文章の意味に欠落が生じている場合を後代の削除と考えて、表を作成した。

100) Wohltmann, *op. cit.*, pp. 395-399.

101) Willwersch, *op. cit.*, pp. 26-27; Perrin, *op. cit.*, p. 5, n. 3.

102) カエサリウス写本で、カエサリウスが残した空白の箇所と、削り取りとは、羊皮紙表面の状態で容易に見分けられる。しかし、カエサリウス自身も、自己の誤りを削り取りによって訂正している場合がある。例えば、第19葉表右側余白の注(MUB, I, p. 161, n. 3)では、《Omnes uille pertinentes ad curiam de Remeche, ibi sunt vicine, excepta una que uocatur Wicringen, que iacet satis prope [] Luzellenburchc. In eadem enim debentur uobis census aliqui et ferramenta aratri, que uocantur scar. Inuestigare cito poteritis》

103) 14世紀写本第12葉裏下部の注で、《Heredes dominorum de [], uidelicet domini Heynrici ac domini Wilhelmi tenent apud Birensbure et Morlenbach, linum quod nobis ibi solunt homines nostri》と、1語分の削除がある。この注はカエサリウス写本では第10葉裏下部(MUB, I, p. 149, n. A.)にあって、この箇所には“Dune”とある。なお、カエサリウス写本では下線部に1語分の空間があるが、これはヴィルヴェルシュの言うように削り取りではなく、カエサリウスが残した空白であって、14世紀写本でここに“linum”を補ったとみられる。Willwersch, *op. cit.*, p. 26. なおペランは、ヴィルヴェルシュによりつつ、二つの写本での削除が全く同一だと指摘しているが、誤りである。Perrin, *op. cit.*, p. 14, n. 1.

世紀写本成立以前の追加であることは明らかだが、後者はおそらくすべてがそれ以後のものであろう。また、14世紀写本だけに行なわれた書き込みも若干ある。従って、14世紀写本がそれまでの追加分もすべて筆写して成立した後は、二つの写本への書き込みに一貫した方針がなかったことになる。3. 所領明細帳本文についての書き込みは少なく、いずれも用語（地名②、④；容積単位名⑦；穀物名⑫）についての簡単な注である。4. カエサリウス注釈の修正——4箇所削除と3箇所の書き足し（⑤後半、⑨、⑬）——は、いずれも、プリュム修道院と世俗領主との関係をめぐっての記述を訂正している。5. 比較的長い書き込み（③、⑤後半、⑧、⑩）も、修道院と封臣との関係語を語っているが、これらで言及されている地名や人名は、カエサリウス写本に登場しないものが多く、また、それぞれの書き込みがなぜ写本のその場所に置かれているかは、明らかでない。6. 最後の余白6頁半を埋めつくした15世紀の書き込みは、ペランが誤ってしたように、1288年 Rommersheim の村落判告書ではなく、1298年に領邦プリュムの『最高法廷』《*overste hoeve*》としての Rommersheim で行なわれた、領邦集会での判告書¹⁰⁴⁾である。そこでは、修道院と世俗領主との関係だけでなく、領民生活に関する多くの事項が取り扱われているが、ヴォールトマンによれば、これはプリュム修道院長による領邦構築の完成を表示した、記念すべき文書なのである¹⁰⁵⁾。

このように見てくるとき、確かにカエサリウ

ス写本には絶えず修正が施されてはいたが、それは1222年以降のプリュム修道院領に生じた変化の系統的な記録とは程遠く、むしろ、様々な時期の個別的な関心による書き込みと削除だったと考えてよい。14世紀写本の成立以降も同様で、二つの写本の利用の仕方が、何らか組織的であったとは思われない。ただし、こうして二つの写本に跡を留めることになったプリュム修道院関係者の関心が、主として修道院と世俗領主との関係に集中していたことが注意されよう。これに対して、領主・農民関係の水準では、15世紀に至って領邦プリュムの言わば基本法が書き込まれるまでは、カエサリウス写本の修正はいっさい行なわれなかったのである。

結論 カエサリウス写本＝プリュム修道院領の凋落と不適應の象徴

プリュム修道院で893年に作成された所領明細帳を、元修道院長カエサリウスが1222年に筆写したとき、300年以上前のこの記録を、13世紀の現実の中で再び役立てようとする意図があったことは、否定できない。カエサリウス写本を満している同時代の修道院領への生々しい関心からしても、筆写の動機を純粋な歴史研究や華麗な写本の愛好に求めることが、難しいからである。しかしながら、あたかもカエサリウス写本が、9世紀の所領明細帳を13世紀の所領管理で十分に機能する台帳へと転生させるべく構想され、かかるものとして実現されたかのように説いてきた通説に、多くの留保が付されなければならないことも明らかであろう。

第1に、カエサリウスによる筆写は、個人による仕事として企画され、実行された。1222年当時のプリュム修道院長フリードリッヒが、なぜ別の修道院に引退していたカエサリウスに写

104) これは、*Jahrbücher für die preußische Gesetzgebung, Rechtswissenschaft und Rechtverwaltung*, 34, 1829, pp. 92-99 に刊行されている。

105) Wohltmann, *op. cit.*, pp. 417-428.

本の作成を依頼したのかは謎であるが、ともかくそれは、所領明細帳の作成が通例そうであった¹⁰⁶⁾ ように、修道院の行政機構を駆使した調査と記録の事業だったのではなく、カエサリウス一人による筆写と注釈によって完結すべき作業だったのである。カエサリウス写本の体裁も、そこに行なわれた後代の追加と削除の少なさも、そのことを傍証してくれる。従って、9世紀の所領明細帳に付け加えられるべき新しい情報の源は、カエサリウス個人による文献参照や調査として、また、カエサリウス一人だけの知識や記憶の動員として、最初から限界を持っていた。

第2に、個人的事業の所産たるこの写本には、当然のこととして、注釈を施したカエサリウスの心性が色濃く滲み込んでいた。それを一言で表現するならば、中世法意識の一つの特質であった「古き良き法」への信仰、と言えるであろうか。挿画や注釈からの引用からも明らかであったように、カエサリウスにとってのプリュム修道院の歴史とは、カロリング家の庇護のもとに享受していた栄光からの没落の過程であったが、その中で、過去において修道院に属していたもろもろの権利と財産は、法理的には常に修道院に属し続けると考えられていた。カエサリウスの脳中にあったプリュム修道院領とは、言わば、過去から同時代にわたって修道院が保持したことのあつたもの総体だったのである。13世紀における領民の義務だけでなく9世紀末の農民の負担も、プリュム修道院が徴収しうるはずの権利であるからともに記録に留められてよい。1222年に修道院が直接に管理していた土地はもちろんのこと、世俗領主に封与された所領がプリュム修道院領の一部として登録されな

ければならないばかりか、すでに横領されてしまった財産も、本来は修道院に属するのであるから、やはり記録しなければならない。こうした考え方こそ、栄光の時期の所領明細帳をともかく忠実に筆写して、威厳をもった写本に仕立て上げ、しかもそれを注釈によってなお豊富にしていこうという発想を、説明しうるであろう。そして、こうした心性を通じて作成されたカエサリウス写本は、13世紀の現実の中では通用するはずのない権限を、相変らずプリュム修道院に属するものとして描写するという、時代錯誤的な限界を持っていたのである。

もちろんカエサリウス写本は、同時代のプリュム修道院の現実に関する情報をも数多く含んでおり、その意味で、13世紀の所領管理における実用性を全く持っていなかったわけではない。しかしながら、プリュム修道院領をめぐる客観的諸条件の推転が、9世紀の所領明細帳を筆写と注釈によって13世紀に若返らせるのを不可能としていたのであって、ここにカエサリウス写本の第3の限界を見ることができる。すなわち、領主・農民関係の次元では、893年から1222年までの変化はあまりにも大きく、カエサリウスは、原本の用語の解説という形では、13世紀における農民負担の主要部分を示すことができなかつた。1222年における個別所領の包括的な描写は、全く例外的に行なわれるのみであつて、カエサリウス写本の余白は、そもそもそうした長大な注を大量に記す場として構想されてはおらず、また、カエサリウス自身の調査能力や記憶も、そのためにはきわめて不十分であつたに違いない。カエサリウスは繰り返して、写本が修道院の諸権利を網羅してはいないと注意しているが、ペランのように、これをカエサリウスが原本の不備を指摘したものと解

106) Perrin, *op. cit.*, pp. 597-616.

する¹⁰⁷⁾よりはむしろ、カエサリウス自身が写本を13世紀の所領明細帳と考えていなかったことの表白、と見るべきであろう。

プリュム修道院と世俗領主との関係の次元では、事情はかなり異なる。9世紀と13世紀との間の変化がこの点でもかなり大きかったとしても、かつて修道院に属した所領の13世紀における保持者を登録するためには、そうした所領の大半を列挙していた893年の原本が、適当な土台となりえたからである。すなわち、本文に言及された土地について、それが当時いかなる領主によって保持されているかを記しさえすればよく、そのためには龐大な余白は必要ではなかった。もちろん、カエサリウスの用いた原本に、9世紀から13世紀に至るプリュム修道院領のすべてが言及されていたわけではなく、また、カエサリウスの知識——たとえこの点については、農民生活に関してよりも豊富であったとしても——もきわめて不完全であったがために、世俗領主の手中にある所領についての注釈も、決して系統的にはなりえなかった。けれども、カエサリウス写本が所領管理のための記録としての実用性を持っていたかぎりでは、それは、領主・農民関係よりは、むしろ教会領主・世俗領主関係においてよりよく機能したはずであって、後代における写本の修正が主として封与に関して行なわれているのも、まさにそのためだったのである。こうして、9世紀から13世紀にかけての領主制の推転という客観的条件と、特有な心性を持ったカエサリウス個人によ

る筆写と注釈という主体的条件とが重なりあうことによって、中世初期の所領明細帳が中世盛期の封台帳、ないし封臣名簿の方向へ引き寄せられた、と行うことができようか。

カエサリウス写本を13世紀という環境のもとで捉え直すことを目標とした本稿の結論は、このように、カエサリウスによる筆写と中世盛期領主制との積極的な関連を否定する方向をとった。言わばカエサリウス写本は、カロリング期に最盛期を持ったプリュム修道院領の、13世紀における凋落と不適應との象徴だったのである。しかしながら、こうした側面だけで中世盛期のプリュム修道院とその所領を理解するのは、片手落ちであろう。それは、小規模ながらプリュム周辺に領邦を築き上げた修道院の政策が、知られているからである。そして、この過程で活用された文書形態は、世俗領主から農民に至るまでを参加させた裁判集会での判告書だったのであり、カエサリウス写本の最後の余白に筆写された1298年 Rommersheim での領邦判告書こそ、その代表だったのである。とするならば、カエサリウス写本の検討は、史料類型の歴史性というきわめて興味深い問題をはらんだ西欧中世修道院領研究に、なお多くの貢献をしようように思われるのであって、この点を指摘して擱筆することにしたい。

* カエサリウス写本の検討に当っては、手書本の判読に Gent 大学文学部 Th. de Hemptinne 助手の、難解な箇所理解に福岡女子短期大学岸ちづ子助教の、御助力を得た。厚く御礼申し上げます。

107) *Ibid.*, p. 78.